

規制・制度改革に関する分科会
第一次報告書（案）

平成 22 年 6 月 日
規制・制度改革に関する分科会

目 次

○第一次報告書の取りまとめにあたって	1
I 各WGにおける規制改革事項・対処方針	
1. グリーンイノベーションWG	
(1) WGにおける基本方針（検討の視点）	6
(2) 各府省庁が取り組む規制改革事項・対処方針	
① 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（小水力発電の導入円滑化）	7
② 土地改良区に協議が必要な水路における小水力（マイクロ）発電の導入円滑化	9
③ 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し）	10
④ 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化）	11
⑤ 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等）	12
⑥ 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制（保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等）の緩和）	15
⑦ 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	16
⑧ スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）規制の緩和	17
⑨ スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	18
⑩ コージェネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善（熱供給導管の埋設に係る道路占用許可の合理化）	19
⑪ 国産木材の利用促進（「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入）	20
⑫ 国産木材の利用促進（大規模木造建築物に関する構造規制の見直し）	21
⑬ 鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し	23
⑭ 木造耐火構造に関する性能評価試験（大臣認定申請用）の試験方法の一部見直し	24
⑮ 住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し	25

⑩ レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	26
----------------------------	----

(住宅・土地)

① 容積率の緩和	28
② 既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し	29
③ 建築確認・審査手続きの簡素化	29

2. ライフイノベーションWG

(1) WGにおける基本方針（検討の視点）	30
-----------------------	----

(2) 各府省庁が取り組む規制改革事項・対処方針

① 保険外併用療養の範囲拡大	31
② 一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和	33
③ 再生医療の推進	34
④ ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消	35
⑤ 未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の明確化	37
⑥ レセプト等医療データの利活用促進（傷病名統一、診療年月日記載など様式改等）	38
⑦ ICTの利活用促進（遠隔医療、特定健診保健指導）	39
⑧ 救急患者の搬送・受入実態の見える化	41
⑨ 「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等一医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等	42
⑩ EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮（受験回数、試験問題の漢字へのルビ等）	44
⑪ ワクチン政策の見直し	46
⑫ 医行為の範囲の明確化（診療看護師資格の新設）	47
⑬ 医行為の範囲の明確化（介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等）	48
⑭ 特別養護老人ホームへの民間参入拡大（運営主体規制の見直し）	50
⑮ 介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃	52
⑯ 訪問介護サービスにおける人員・設備に関する基準の緩和（サービス提供責任者の配置基準）	53
⑰ 高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用	54

3. 農業WG

(1) WGにおける基本方針（検討の視点）	55
(2) 各府省庁が取り組む規制改革事項・対処方針	
① 農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和	56
② 農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討>	58
③ 農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）	59
④ 農地の賃借の許可の迅速化	61
⑤ 農協協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し	62
⑥ 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施	64
⑦ 農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消	66
⑧ 新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項）	67
⑨ 農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止	68
⑩ 農業共済の見直し（コメ・麦に係る強制加入制の見直し）	69
⑪ 堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正（告示の改正）	70
⑫ 市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和（地域再生・六次産業化）	71
⑬ 農地法の規制緩和について <農業振興目的（体験型農業施設駐車場等）での転用規制の緩和>	71
⑭ 畜産の新規事業実施についての問題点 <地元の協力の要件の明確化>	72
⑮ 食品表示制度の見直し（食用油に係る原料原産地表示の導入等）	72
⑯ 米の農産物検査法（「年産」や「品種」の表示）のあり方について<一定の場合に農作物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>	73

4. その他

(1) 各府省庁が取り組む規制改革事項・対処方針

(物流)

① 輸出通関における保税搬入原則の見直し	74
② 内航海運暫定措置事業の廃止	75
③ 外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	76

(金融)

① 特定融資枠契約（コミットメントライン）の借主の対象範囲の拡大	79
② 「新しい公共」を支える金融スキームの拡充（NPOバンクを通じたNPO等の資金調達円滑化）	80
③ 「新しい公共」を支える金融スキームの拡充（いわゆる信用生協の業務範囲等に関する規制緩和）	81
④ 金融商品取引法による四半期報告の簡素化	81
（その他）	
① 石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化	82
② PFIの拡大に向けた制度改善	83
③ 高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入	84
II 今後の検討項目（問題提起）	
（グリーンイノベーションWG 住宅・土地）	
① 老朽化した建物の円滑な建替え・改修を可能にするための環境の整備	86
（ライフイノベーションWG）	
① 訪問看護ステーションの開業要件の緩和	88
② 特別養護老人ホーム等の医療体制の改善	89
（農業WG）	
① 農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和	90
＜参考資料＞	
○ 分科会・WG委員構成員	91

第一次報告書の取りまとめにあたって

平成 22 年 6 月 日
規制・制度改革に関する分科会
分科会長 大塚 耕平

1. 分科会としての基本的認識

3月29日に発足した規制・制度改革に関する分科会（以下、分科会）においては、下記のような基本的認識の下、鋭意検討に取り組んできた。

国民生活や経済活動に影響を与える規制・制度について、問題点や見直すべき点の指摘がなく、社会全体が良い方向に向かっている、あるいは活性化された状態が続いているということであれば、特段の改革の必要性はない。規制・制度の監視・運営は、所管行政当局に任せておくことが合理的な対応と言える。

ところが、現実には必ずしもそういう状況になく、社会全体の閉塞感、国民生活に対する不安、経済活動の停滞等が問題視されていることから、そうした事象に関連する規制・制度については、その実情の検証とともに、国民生活の安定や経済成長等に資する見直しと改革が必要である。

規制や制度は、政策目的に対する政策手段であり、両者（目的と手段）の間には整合性と合理性が担保されていなければならない。

以上のような基本的認識の下、分科会では、①旧規制改革会議の提言、②「国民の声」に寄せられた提案、③新成長戦略に関連して提示された提案、④分科会・WG 委員からの提案を抽出母体として、検討対象事項を選定した。そのうえで、6月を目処に一定の結論を得ることを目標にして検討を開始した。

検討に際しては、上述のとおり、「規制・制度は本来、国民生活の安全性や利便性向上、民間経済の活性化推進等、所定の政策目的の実現を図るための政策手段である」との基本的認識の下、具体的には下記の視点等を踏まえて検討を進めた。

- (1) 利用者（需要サイド）の立場から見て、多様で質の高いサービス等の提供を妨げているような不合理な規制・制度はないか。
- (2) 事業者（供給サイド）の立場から見て、新たな事業者の参入や、事業者の創意工夫の発揮を妨げているような不合理な規制・制度はないか。
- (3) 許認可や各種申請等に係わる諸手続等が、国民に過度な負担をかけたり、行政の無駄や非

効率を生んでいるような不合理な規制・制度はないか。

- (4) 国民全体の利益に資さず、特定のステークホルダーの利益のために温存されている不合理な規制・制度はないか。

2. 検討経過と主要分野等に関する考え方

分科会では、医療、農業、環境を主要な検討分野とし、20回の諸会合（分科会2回、WG12回、サブグループ等6回）に加え、事務レベルでの所管府省庁等との協議も重ね、4月30日に「中間段階の検討状況」を取りまとめて公表した。

取りまとめに当たっては、主要分野に関して、以下のような問題意識を踏まえ、個別項目の検討を行った。

（医療）

日本の医療は、今日、様々な面で問題を抱えている。国民に対して、質が高く、安心、安全な医療を提供するとともに、そうした状況を実現することで、海外に対しても「開かれた医療」を提供していくことが、日本の医療政策の責務と考える。わが国は「内外に開かれた医療」を実現する方向で、改革に取り組む必要がある。

（農業）

農業についても、様々な問題を抱えている。日本の農業を産業として強くするとともに、安心、安全な食料品の提供、自給率の向上を図るために、現在の農業生産法人や農地に関する規制・制度の迅速かつ的確な改革が必要である。また、農業全体に深く関わっている農協や系統金融機関のあり方についても、改革の余地が大きいと認識している。

（環境）

環境については、温暖化ガス削減に向けた日本の貢献を進めるために、自然エネルギーの利活用を資する方向で規制・制度の見直しを進めるべきと考える。また、環境対策や環境技術の向上は、日本の産業競争力強化にも資することから、この分野の規制・制度改革には積極的に取り組むべきである。

上記3分野に加えて、都市開発、運輸、金融等、あらゆる分野で現行の規制・制度の検証と、その結果として改革が急務の事項が数多く存在している。分科会では、可能な限り、そうした事項に対しても検討を加えた。

「中間段階の検討状況」を公表した後は、事務レベルでの所管府省庁等との累次に亘る協議、

及び担当政務による所管省庁政務との累次に亘る交渉、調整を行った。

その結果、検討項目の「対処方針」について、所管府省庁等と合意が得られたものに関して、本報告書にとりまとめた。今後、本報告書は行政刷新会議に提出するとともに、「対処方針」については政府としての方針として確定するために、その内容について閣議決定を行うとともに、内閣府がその実施状況に関するフォローアップを行う。

検討項目の中には、所管府省庁等との間で意見の一致を見るには至らず、分科会としての問題提起にとどまるものもあるが、改革が進捗しなかった過去の経緯を踏まえて考えると、総じて言えば、今回の検討作業では、改革に向けた具体的な方針策定と意識改革が大きく前進したものと評価できる。

3. 今後の課題（規制・制度改革全体に対する問題意識）

規制・制度改革については、今後も不断の取り組みを継続することが必要である。

そうした中で、今回のように分科会における特定分野、個別事項についての検討というアプローチは引き続き有効と考えられる。

その一方、分科会での検討を待つことなく、所管府省庁等が自発的に改革に取り組むことがより望ましい対応であることは言うまでもない。

さらには、今回は実施に至らなかった公開討議（規制仕分け）を行うことも、今後の改革の具体的手法のひとつとして活用可能であろう。

また、現在、各府省庁等で規制・制度の自己評価作業を進めているが、そもそも基本的な情報として規制・制度の全体像が常に捕捉可能な状況となっていることが必要である。

当該情報を踏まえつつ、広範多岐にわたる規制・制度の改革について、不断の検討が可能となるようなプラットフォームとプロセスが整備されることが肝要である。

以上のような認識の下、規制・制度改革に関する今後のポイントとして、以下のような点が重要と考える。

（1）規制・制度に関する情報公開

各府省庁等の規制・制度の全体像についての十分な情報が開示されていることが、規制・制度改革を体系的に行っていくこと的前提条件と言える。したがって、各府省庁等には一定の基準に従って、所管する規制・制度に関する整理を行い、毎年度公表することを義務づけることが必要である。

その場合、規制・制度の整理の仕方、切り口の基準を共通化することが求められる（例えば、規制の目的、主体、手段等）。

また、毎年度各府省庁等が整理、公表を行うということであれば、「規制制度白書」（仮称）として定例的に刊行することも一案である。

（２）改革の視点（背景、問題意識、理由）

規制・制度改革には不断の取り組みが必要なものの、改革の視点は時期や背景によって多様であることが想定される。

したがって、改革の視点についても、折々にコンセンサスを形成しておくことが必要である。

当該コンセンサスを毎年度の「規制制度白書」に明記することも一案であり、その場合には、白書に毎年の改革方針が記載されるイメージとなる。

（３）規制・制度改革の推進主体（プラットフォーム）

規制・制度改革の推進主体、プラットフォームをどうするかということも、重要なポイントである。

一義的には所管府省庁等ということになるが、そうした考え方で臨んできた結果として、規制・制度が硬直化し、様々な問題につながってきた経緯がある。

したがって、所管府省庁等とは別途の横断的なチェック体制または組織を設けることも一案である。その場合、今回と同様に、行政刷新会議の下に置かれた分科会を有効活用することも考えられる。

また、今回の分科会の検討過程では実施しなかった公開討議（規制仕分け）も、推進主体の選択肢として想定可能である。

なお、上記は全て規制・制度の改革（廃止を含む）の場合を想定しているが、規制・制度を新設する場合の審査を担う主体についても、同様の考え方で対応することが想定される。

（４）改革のための基本原則

規制・制度改革を行うに当たり、具体的にどのような規制・制度を対象にするかを判断するための基本原則を確立しておくことも必要である。

現時点で想定可能なものとしては、第１に「サンセット原則」。一定年限が経過した規制・制度については、必ず継続や改革の可否等を検討するプロセスを経ることとする。

第2に「整合性（合理性）原則」。規制・制度は、特定の政策目的に対する政策手段という関係にあり、目的と手段の整合性、合理性が担保されていなければならない。

第3に「ネットベネフィット原則」。規制・制度にとどまらず、いかなる政策にもプラス面（メリット）とマイナス面（デメリット）が共存している。そうした観点から言えば、規制・制度のプラス面、マイナス面を総合的に評価し、ネットベネフィットが確保されるような内容でなければ、当該規制・制度は存続の合理性に欠ける蓋然性が高い。

第4に「国際標準原則」。各般の規制・制度について、国際標準的な規格や内容が明確に定まっているものに関しては、それに準拠することが必要である。もともと、その場合でも、国内事情を十分に勘案することが前提となる。国際標準の名の下に特定のステークホルダーの利益に資する内容が規定されることもあることから、「整合性原則」や「ネットベネフィット原則」との平仄を図らなくてはならない。

（5）改革プロセスの整備と紛争処理

改革プロセスの整備については、上記（3）の改革の推進主体（プラットフォーム）と関係する。

改革プロセスを所管省庁で担う場合には、①説明責任の厳格化（行政評価法に基づく規制の影響分析<RIA>の充実等）、②ノーアクションレターの実効性向上等、改革プロセスの公正性、透明性、有効性、合理性等を担保することに対する工夫が必要である。

分科会で担う場合にも、今回の検討プロセスを参考にして、その公正性、透明性、有効性、合理性等を担保することが必要である。

公開討議を行う場合にも、同様の視点から具体的な運営方法等を検討しなければならない。

なお、規制・制度の内容、改革に係る紛争処理手続の充実も求められる。

I. 各WGにおける規制改革事項・対処方針

1. グリーンイノベーションWG

(1) WGにおける基本方針（検討の視点）

グリーンイノベーション分野の規制・制度改革の検討にあたり、当WGでは、地球環境問題への対応を図るとともに、環境関連市場の発展および新規市場の創造を促進する観点から、以下の検討の視点をもって個別の規制・制度のあり方を検証・検討する。

- 再生可能エネルギーの導入促進
- スマート・コミュニティの構築に向けた対応
- 森林・林業の再生
- 住宅・建築分野での省エネルギー促進
- リサイクルの促進

(2) 各府省庁が取り組む規制改革事項・対処方針

【グリーンイノベーションWG ①】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（小水力発電の導入円滑化）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。＜平成 22 年度中措置＞ ・ 慣行水利権に従属する小水力発電に関する水利使用の許可申請手続きについて、①許可水利権に切り替えた上で、簡素化された申請手続きを行う、②慣行水利権はそのまま、通常の申請手続きを行う、のいずれかとすればよい旨、河川管理者等関係者へ通知する。＜平成 22 年度中措置＞ ・ 水利権の許可に係る標準期間は、行政手続法の施行に伴う通達において、既に国土交通大臣が行うものにあつては 10 ヶ月、各地方整備局長が行うものにあつては 5 ヶ月を目安とする旨明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、これまでと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を開示する。＜平成 22 年度中措置＞
当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な水資源を有効活用し、発電規模に応じた合理的な基準を定めることによって、小水力発電の円滑な普及促進を行うべきである。 ○ 従属利用について、本来目的での取水や生態系へ影響を及ぼさない場合にまで許可を求める必要はなく、水利用の用途を届け出ることである。問題発生危険性については、実際の利用について適宜チェックを行う体制を整備することで対応可能である。 ○ 従属利用は、取水口で取水した後の人工の水路における利用であることから、万一問題が生じた場合であっても、河川管理者が調停するのではなく、当事者同士で解決すべき問題である。 ○ 慣行水利権から許可水利権への切替えについて、実態として、原則許可水利権へ切り替えるよう河川管理者から指導される

	<p>ことが大半である。</p> <p>○ そもそも慣行水利権は、旧河川法施行時点において既に河川から取水を行っており、社会的承認を受けた慣行として許可を受けたものと看做されていることから、従属利用の発電計画を機に許可水利権へ切り替える必要はない。</p>
--	--

【グリーンイノベーションWG ②】

規制改革事項	土地改良区に協議が必要な水路における小水力（マイクロ）発電の導入円滑化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。＜平成 22 年度中措置＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイクロ水力発電設置の際、実態として土地改良区の協議を求められるという指摘があることから、土地改良区と集落等との2者間における委託又は委任の内容により決めて良いということについて、周知を行うべきである。 ○ 通常取水に影響がある場合、水利利用の当事者である集落が合意をするということは考えにくい。
---------------------------	---

【グリーンイノベーションWG ③】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。〈平成 22 年度中検討〉 ・ 大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。〈平成 22 年度中措置〉

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風車が騒音対策等により、人家から数百メートル以上離れた場所に建設されることを鑑みると、超高層ビルと同等の規制は厳格すぎると考えられ、合理化によって導入促進を図るべきである。 ○ 建築基準法と電気事業法の両法の規制がかかっており、審査の一元化を行うことによって合理化を図るべきである。 ○ 過去の倒壊事例は、台風（地盤ではなく、上部からの荷重の影響）や人為的ミスによるものであり、また、既に対策等を講じていることから、建築基準法改正以降の倒壊事故がないことが耐震性能を規定する時刻歴応答解析の基準が適正であるという理由にはならない。 ○ 倒壊事例のうち、建築確認手続きを経ずに建築されていたものは、建築主事等の判断によるものであり、既に風力発電設置に係る手続きは明確化され、必ず建築確認申請が必要である。 ○ 構造計算の大臣認定手続きが円滑に進んでいるとしているが、事業者側は現行基準に対応した特別対応の製品を購入しており、国内規定に対応した「特注品」は購入コストを増大させるとともに、製品購入に係る選択肢を狭めている。 ○ 手続きの簡素化を行える型式適合認定は、風車設置位置の地盤データを使用するため、風車の設置場所が異なると型式認定を行うことができない（過去の認定実績もゼロ）。
---------------------------	---

【グリーンイノベーションWG ④】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、4m以下で屋内的用途が発生していないものにあつては、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。＜平成22年度中措置＞ ・ 4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討する。＜平成22年度中検討、結論を得次第措置＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の屋根に設置する場合とは異なり、太陽電池アレイの下部は、電池モジュール冷却のための通風機能となっており、屋内的用途とはいえ、建築物には該当しないはずである。 ○ 発電効率の良い傾斜角（地域によって異なり18～35度程度）とした場合には柱が4mを超えることも多く、広告塔と同様の基準で工作物と看做される場合があるが、大規模太陽光発電は、配線等が敷地内にあることから、関係者以外の立入り禁止措置を厳重にしており、広告塔等と同等の基準で規制をかけるのは適当ではない。 ○ より効率的な太陽光発電の普及を後押しするために、暴風対策や立入り禁止措置等の安全対策を行っている場合には建築確認を不要とするなど、新たな整備指針や基準の策定を行うべきである。
---------------------------	---

【グリーンイノベーションWG ⑤】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等）
対処方針	<p>○地熱発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。＜平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置＞ ・ 掘削の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件となっていないこと及び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう周知する。＜平成 22 年度中措置＞ ・ 地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。＜平成 23 年度検討・結論、結論を得次第措置＞ <p>○風力発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法施行規則第 11 条第 11 項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。＜平成 22 年度中措置＞ <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。＜平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置＞ ・ 国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。＜平成 22 年度中措置＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え	地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。自然公園や森林
--------------------------	--

<p>方</p>	<p>等においては、景観や環境保全の観点が必要であるが、影響の程度について判断基準を明確化することによって、発電設備設置に係る許可の早期化・柔軟化を図るべきである。</p> <p>○地熱発電</p> <p><自然公園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地熱発電が自然公園の環境保全に影響を及ぼす可能性については、既に昭和47年通達における6地点で長期に渡り操業しているが、問題は発生していないという事例を以て証明が可能である。 ・ 個別に判断を行い、適切に推進していくというのであれば、昭和47年通知「当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」及び、昭和49年通知「全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」という通知は廃止すべきである。 ・ その上で、傾斜コントロール掘削も含め、地表部に影響のない事業計画は積極的に許可する方針及び判断基準の要素、許可に要する期間を明示すべきである。 <p><温泉地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉のモニタリング等を行うことによって、温泉相互の影響を明確化し、共生を図ることは可能である。 ・ 掘削許可の可否の審査を行う温泉審議会は、主に温泉関係者及び温泉関係学識経験者から構成されているが、地熱の学識経験者や専門家をバランスよく温泉審議会の委員に加えることで、適切な審査が行えるようにすべきである。 ・ 温泉法上、同意書は許可条件となっていないが、掘削許可について近隣源泉所有者の同意書添付を求める都道府県は35県という調査結果もある。 <p>また、同意書を必要としない都道府県であっても、別途「温泉保護地域」を指定することで掘削許可申請に歯止めをかけている場合があり、過度な制限を行わないよう技術的助言を行うべきである。</p> <p>○風力発電</p> <p><自然公園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要な展望地から展望する場合の“著しい”妨げとならな
----------	---

い」「山稜線を分断する等眺望の対象に“著しい”支障を及ぼさない」とされているが、実態は「展望地から展望した際に視野に入らない」「山稜線を分断しない」こと、といった指導がなされることが多く、著しい支障があるか否かの判断基準を明示し、それ以外は積極的に許可する方向でガイドラインを策定すべきである。

- ・ 特に風力発電の発電量は風速に左右され、設置場所も比較的限定されることから、「山稜線を分断しない」ことは極めて困難（山など高い位置に設置する方が高効率）であることを考慮すべきである。
- ・ 一般電気事業者は、公益性の高い事業を実施しているという理由で優遇されているが、眺望の対象に影響を与えているという点では火力発電所等も同様のはずである。許可取得が環境への影響を確認するためのものであるならば、事業主体によらず同一の取扱いとすべきである。
- ・ 導入ポテンシャルは森林よりはるかに小さいが、風があり、民家がなく、（運搬・点検等のための）道路がある」という点で、森林に設置する場合と比較して、コスト面からの好適地が多く、合理的かつ柔軟な許可を行うことで適切に普及を進めるべきである。

<森林>

- ・ 一般電気事業者が風力発電を設置する場合に許可が不要であるにも関わらず、風力発電事業者は許可が必要というのは合理性に欠けている。許可取得が環境への影響を確認するためのものであるならば、事業主体によらず同一の取扱いとすべきである。

○共通

- ・ 開発可能地域をゾーニングするなど、政府主導で導入促進に取り組むべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑥】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制（保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務 等）の緩和）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る。＜平成 22 年度中に検討・結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電設備については、静的な機器であり、出力規模の拡大は設置面積（パネル枚数等）の増加となるため、安全性上のリスクを著しく高めるものではないという特性を踏まえ、規制の見直しが必要である。 ○ 燃料電池など（コージェネレーションを含む。）については、オフィスビル・工場等での導入促進によるCO₂排出量削減に資するだけでなく、太陽光発電等の大量導入に伴う電力需給のバランス悪化に対する制御装置としての機能を有しており、化石燃料の高度利用の観点からも、技術の進展等を踏まえ、検討すべきである。
---------------------------	---

【グリーンイノベーションWG ⑦】

規制改革事項	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な使用等を示す「例示基準」を作成・通知する。 ＜平成 22 年度中措置＞ ・ 例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。＜例示基準策定後、速やかに措置＞ ・ 平成 27 年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁（経済産業省・国土交通省・消防庁）間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。＜平成 22 年中措置＞
当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年の事業化に向けて、安全の確保を前提に、技術の進展に合わせた現行規制の再点検を行うことによって、コストダウンを図るべきである。 ○ 従来の法規制は、天然ガスや内燃機関自動車の利用を対象としており、自動車用燃料としての水素利用を想定していないため、燃料電池に係る包括的な規制の再点検を行うべきである。 ○ 国際標準と比較して、日本のみが厳しい基準となっている規制については、明確な根拠を示すべきである。その上で、実証データ等を収集しつつ、可能な範囲で国際整合を図るべきである。 ○ 実証実験結果等、科学的データに基づいて検証することにより、安全を担保することは可能である。 また、安全性の検証にあたっては、官民が連携して知見を蓄えるべきである。その際、特区制度等の活用についても検討すべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑧】

規制改革事項	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）規制の緩和
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速通信が可能となる2MHz～30MHzの周波数帯でのPLCの屋外利用について、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。＜平成22年度検討開始、平成23年度中結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漏洩電波の影響は、PLC通信の使用する周波数帯とアマチュア無線の使用する周波数帯が重複しない限り生じない。現に、国内で販売されている屋内利用型のPLC製品では、業界内の自主ルールにより、アマチュア無線の周波数帯域を避けて製品化されているため、アマチュア無線家からの被害は発生していない。したがって、屋外での利用に関しても、屋内と同様の取扱いを行えば、漏洩電波の影響は生じない。 ○ 低速の電力線通信（周波数帯：10～450kHz）は、現行でも屋外利用が可能であるが、当該低速の電力線通信を行う周波数帯では、技術的な制約により、屋内の電力コンセントの約半数で通信が不可能な状況にある。また、将来的なスマートメータの機能拡充により、電力会社と家庭間の双方向の情報通信が実施され、データ容量の増加も想定されることから、低速での対応では不十分である。 ○ 欧米においては、屋外での周波数利用に関して、30MHzまでの緩和がなされており、海外においてスマートメータの普及・拡大が進むことが想定される。日本製品の海外展開を図るとともに、国際競争力を高める観点からも、緩和が必要である。
---------------------------	--

【グリーンイノベーションWG ⑨】

規制改革事項	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る。＜平成 22 年度中に検討・結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ スマートメータにかかる①計量・遠隔検針と、②エネルギーマネジメント／付加サービス間のインターフェースの標準化は行われておらず、法的な規定もない。 ○ 今後、エネルギーマネジメント機器・サービスの新規参入を加速させ、競争を通じたイノベーションを促進するためには、インターフェースの標準化にかかる制度環境を整備すべきである。 ○ 併せて、インターフェースを円滑に実施する観点からも、電力使用量等のデータ利用の在り方を含め、制度的課題について幅広く検討を行う必要がある。
---------------------------	--

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制改革事項	コージェネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善（熱供給導管の埋設に係る道路占用許可の合理化）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管の道路占用許可については、建設省道政発第 62 号を改めて周知徹底する。また、熱供給事業法に定める熱供給導管以外の熱供給導管についても、温暖化ガスの排出削減を促進する観点から、道路法第 32 条第 1 項第 2 号に規定する占用許可対象物件に該当する旨を文書により周知する。＜平成 22 年度中措置＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路法において、熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管については、建設省道政発第 62 号で対応が補完されているところ、当該熱供給導管以外の熱供給導管の埋設については、道路占用許可の規定が明記されていない。 ○ これにより、道路管理者の許可にかかる判断基準が明確化されておらず、統一的な運用もなされていない。熱供給導管の普及を図ることは、エネルギーの利用効率を向上させ、CO₂ など温暖化ガスの排出削減につながる。工場・発電所などの排熱の有効利用を推進するという観点からも、導入を促進するための明確化が必要である。 ○ ついては、熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管以外の熱供給導管の道路占用許可の規定を明確化し、運用の適正化・合理化を図る必要がある。
---------------------------	--

【グリーンイノベーションWG ⑪】

規制改革事項	国産木材の利用促進（「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集成材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論が得られるよう速やかに検討を開始する。＜平成22年度以降検討、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 本件は、国産材の利用促進を図る観点から、次期見直しの平成24年度を待たずに、早期に性能規定の併用導入を図るべきである。</p>
---------------------------	--

【グリーンイノベーションWG ⑫】

規制改革事項	国産木材の利用促進（大規模木造建築物に関する構造規制の見直し）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。＜平成22年度中検討開始、結論を得次第措置＞ ・ 現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するという視点に立って検討を行う。＜新たな制度の検討結果を踏まえてすみやかに検討・結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術革新の進展にも柔軟に対応しうるよう、材質規制という考え方から、性能規定化へ移行すべきである。 ○ 欧州では時間耐火性能が求められるのみであるが、日本では不燃性能・焼け抜けないことが求められており、時代の変化や技術の進歩を踏まえ、「耐火」の概念を再度検討すべきである。 ○ 面積3,000㎡・2階建以上は耐火構造とすべき、という数値に合理的根拠はない（昭和22年に発生した学校火災の校舎が3,200㎡であったことから面積基準が制定されている）。また、耐久・耐火性能は格段に向上しており、約60年前の規制（現在の建築基準法制定時の昭和25年から面積基準の変更なし）を現在の木造技術に適用するのは不合理である。 ○ 耐火構造の部分を挟めば2棟とみなし、3,000㎡以上の建築も可能であるという通知は、実質的に3,000㎡以上の建築も安全であるということを確認しているとも考えられる（但し、当該方式による建築は、棟毎に分断されてしまうため、複合化・立体化した校舎建設が行えないという問題がある）。 ○ 法に規定される耐火性能を確保すれば木造建築であっても、
---------------------------	--

	<p>延べ面積や高さ制限なく建築が可能であるとされているが、以下の理由から対応は極めて困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の各部に耐火構造の仕様を用いることについて、 <ul style="list-style-type: none"> ①石膏ボード等で外側等を覆う場合は木の素材の良さを生かすことができない。 ②木質ハイブリッド構造のように鋼材等と組み合わせる場合、製造メーカーが限定され、かつコスト増となるため、実用化が困難である。 ・ 個別の建築物の耐火性能を、「告示に定められた検証法で検証して建築主事等が確認」「高度な検証法で検証して大臣認定を取得」する場合について、学校等を建築しようとする場合には、着火を避けるために天井を4 m程度の高さとする必要が生じてしまい、過去の学校建築の実績はゼロである（あくまでも、市民会館や体育館等の事例に限定されている）。 <p>○ 農林水産省・国土交通省による「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案」が本国会（第174回通常国会）で審議中であるが、当該法律の制度趣旨に鑑みても、国産木材の活用が促進されるよう、厳しい規制の合理化を図るべきである。</p> <p>○ 幼稚園については、避難経路等の安全確保が重要であるが、保育園が2階建建築を可能としていることから、同等の基準として問題はないと考えられる。</p> <p>また、幼稚園設置基準制定は昭和31年であり、技術の進歩によって、耐火構造でなくとも「幼児の待避上必要な施設を備える」ことは可能である。</p>
--	--

【グリーンイノベーションWG ⑬】

規制改革事項	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、結論を得る。〈平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置〉

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 面積や軒高の数値基準に根拠はなく（高さ・軒高の基準は、関東大震災後の 1924 年に規定された高さ 42 尺、軒高 30 尺が継続している）、また、RC 造と木造との併用構造の場合、RC 造部分を含む剛性率の基準を満たす建築は実質的に不可能である。 ○ 延べ床面積 500 m²又は軒の高さ 9 m を超える建築物について、RC 造部分を除いた剛性率の検討により安全性が確保できることについての技術的知見は得られていないとしているが、現在、延べ床面積 500 m²又は軒の高さ 9 m 以下と規定している根拠を示すべきである。 ○ 保有水平耐力計算等を行えば剛性率の検討は不要となるため、現行法でも建築可能としているが、木造軸組工法の場合、必要保有水平耐力の算出に必要な構造特性係数（DS）が定められていないため、実質的に建築は不可能である。 ○ 地階を RC 構造（1～3 階を木造）にする場合についても同等の取扱いとすることは、剛性率測定の趣旨（立面形状のバランスの確認）からして適当ではない。 ○ 高さ制限を行うことで自動的に軒高は一定程度に決定されることから、軒高による基準を定める必要はない。
---------------------------	---

【グリーンイノベーションWG ⑭】

規制改革事項	木造耐火構造に関する性能評価試験（大臣認定申請用）の試験方法の一部見直し
対処方針	・ 外壁の屋外側に関する性能評価試験について、加熱終了後の一定時間の放置を脱炉状態とする方法が妥当かどうかについて再検証を行う。〈平成 22 年度中措置〉

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要求耐火時間に等しい時間の加熱後に、その3倍の時間を放置するという現行基準は、室内の温度条件を再現していると考えられるが、外壁の屋外側に係る評価試験にも適用するのは基準が厳格すぎるため、合理化を図るべきである（耐火炉内温度は下がりにくいが、実際の火災時は外気にさらされるため温度は保たれない）。 ○ 耐火構造や準耐火構造の性能評価における加熱方法や判定基準は、概ね ISO834-1 に従っているが、要求耐火時間の加熱後に当該時間の3倍の時間放置することは日本独自の規定と考えられる。 現行の「3倍の時間を放置する」ことを合理的とするならば、輻射熱の条件に等しいという根拠を示すべきである。 ○ 日本建築学会「木質系部材の耐火構造試験方法に関する研究」においても、「外壁外部側で想定される火災は、隣接建物からの延焼・噴出火災、若しくは下階からの噴出火災であるが、耐火構造区画で可燃物消費後は、噴出火災は生じない。また、隣接建物の火災終了後の熾き等から建物外周部材が放射熱を受け続ける場合も、大気に曝されるため、区画火災のように、火災で著しく高温になった部材同士の間で熱のフィードバックが行われることはない。」ため、「炉内で放置する現在の方法は、実火災終了後と比べ過度に危険側であると考えられる。」とされ、外壁外部側耐火加熱試験における炉外放置の妥当性検証が行われている。 ○ 耐火性能に係る評価方法には、未整備な部分や解釈の異なるものが存在しており、業務方法書全般の整備を更に進めるべきである。
---------------------------	--

【グリーンイノベーションWG ⑮】

規制改革事項	住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し
対処方針	・ 建築物について、措置の実効力を高める方策を盛り込んだ、新たな省エネ基準を策定する。〈平成 23 年度中措置〉

当該規制改革事項 に対する分科会・ WGの基本的考 え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生部門、特に建築物・住宅に係る省エネ対策は極めて重要な課題である。家庭部門においては、多様なライフスタイルの変化によって、近年 CO2 排出量増加傾向にあり、CO2 削減に係るコストと削減効果を充分考慮した上で、省エネ対策を進めるべきである。 ○ 建築物・住宅とも、遵守の実効力を高めるための施策を含めた、新たな省エネ基準を策定すべきである。 ○ 建築主と入居者が異なる場合が多いため、建築主に省エネ基準を遵守するインセンティブとなるような施策が有効であると考えられる。
---------------------------------------	--

【グリーンイノベーションWG ⑯】

規制改革事項	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討する。〈平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置〉 ・ 使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、検討を行う。〈平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置〉

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用済小型家電等にはレアメタルが高濃度に含まれているものもあり、その回収には高度な技術を有するため、適切なスキームにてリサイクルを推進する必要がある、特に広域的回収によって規模の経済効果を得るべきである。 ○ 一般廃棄物／産業廃棄物それぞれの許可を取得すれば回収は可能だが、特に一般廃棄物については、ほぼ新規の取得が困難な状況であり、かつ、自治体によっては、域外からの廃棄物の搬入を禁止したり、事前協議を求める事例も発生していることから、広域的回収は困難である。 ○ 個々の製品単位ではなく、レアメタル回収に係る事業計画単位で認定し、製造事業者のみならず、リサイクル事業者等による回収も認めることにより、国産資源であるレアメタルの安定供給確保に資するべきである。 ○ 広域認定制度の趣旨は、EPR（拡大生産者責任）に基づき、製造事業者等が自社製品の再生または処理行程に関与することでリサイクルしやすい製品設計への反映を進めるものとされている。しかしながら、部品の共有化が進んでいる情報機器等については、他社メーカーや、より高度な技術を持つリサイクラーによる適正処理が可能であり、製品設計への反映は、リサイクル過程で得た知見をリサイクラー等が製造業者へ情報提供すれば足りる。
---------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none">○ 同種の製品を製造する複数の事業者が共同で申請する場合、申請した事業者の製品であれば取扱うことは可能だが、この場合、新技術の導入等によって柔軟に仕組みを変更することが難しくなってしまう。○ 現状では、パソコンについて、製造事業者により構成された団体による認定と加盟各社の個別認定が並列している中で、加盟各社の製品については個別認定のルートで処理する運用がなされており、効率的なリサイクルが行われているとは言い難い。○ 共同認定外の事業者が製造した製品の回収を認める要件は、共同認定を受ける事業者の合算が国内での当該製品のシェアの太宗を占めるなど、過度に高い水準に設定されると、事業者の創意工夫による効率的リサイクルが制限されてしまう。○ 一般廃棄物は品目が指定されていることによって、当該品目以外の申請は不可能であるという誤解を招いており、国と自治体との問題であるならば、自治体宛の通知を国が発出すればよい。 また、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、広域認定の指定品目となったからといって責任の所在が変わるものではない。
--	---

(住宅・土地)

【住宅・土地 ①】

規制改革事項	容積率の緩和
対処方針	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について検討し、結論を得る。 ＜平成 22 年度検討・結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>① 環境負荷の低減に資する職住近接の実現のためには、都市中心部における容積率について優遇措置を検討するべきである。</p> <p>② 都市空間の高度化を図り、社会的費用の高い郊外開発抑制のためのインセンティブとして、郊外の緑地等から都市部へ容積率を移転可能とすることは、効果的であり、乱開発や不正行為等を防止する措置を講ずることも含め検討すべきである。</p> <p>③ 日影規制については、近隣住民などからの日照妨害等のトラブルの原因となり、その近隣調整等の社会的コストが問題となっている。そのためにも日照権の価格の算定基準や権利移転のためのガイドラインを作成し、近隣住民等への補償コストの明確化を図ることが重要であり、日影規制について、近隣住民が補償等の代替措置で了解するのであれば、指定容積率まで建築可能とすることを検討すべきである。</p> <p>④ 老朽建築物の建替えは、耐震性・環境性能の向上、バリアフリー化など高齢化社会への対応の面でも促進すべき問題であり、そのインセンティブとして容積率の緩和を検討すべきである。</p>
---------------------------	---

【住宅・土地 ②】

規制改革事項	既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し
対処方針	既存不適格建築物の増築等に係る緩和措置について「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。 ＜平成 22 年度検討・結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>リフォームがなされなければ、老朽陳腐化した最低限の基準を満たさず、かつ快適性に劣る建築物が引き続き残ることとなる。そうであるならば、一定の安全性能等を担保する措置を講じた上で、法の適用除外の対象となる一定の要件を拡大すべきとの考えもある。</p> <p>国土交通省内に設置された「建築基準法の見直しに関する検討会」においても既存不適格建築物の増改築制限の見直しに関する意見が提出されているところであり、その意見も踏まえ、緩和措置の拡大について検討を行うべきである。</p>
---------------------------	---

【住宅・土地 ③】

規制改革事項	建築確認・審査手続きの簡素化
対処方針	<p>建築確認・審査手続きの簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。＜平成 22 年度検討・結論＞</p> <p>また、本年 3 月に公布された建築確認手続き等の運用改善を着実に施行する。＜平成 22 年 6 月措置＞</p>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>欠陥建築物の再発防止や国民生活の安全安心の観点も踏まえ違反行為への厳罰化などの措置を講じた上で、建築確認手続きについては簡素・合理化、迅速化を図るべきである。</p>
---------------------------	--

2. ライフイノベーションWG

(1) WGにおける基本方針（検討の視点）

ライフイノベーション分野の規制・制度改革の検討にあたり、当ワーキンググループでは、安全・安心と国民の利便性の向上、その結果としての我が国経済の成長を両立させる観点から、今後の医療・介護の在り方として、以下の方向性を目指すべきと考える。個別の規制・制度の在り方に関しては、こうした大きな方向性の下に判断されるべきである。

○ 大胆なパラダイムシフトを促すべき

- ✓ 供給者目線から消費者目線へ ～患者・利用者の選択確保～
- ✓ 中央集権から地域主権へ ～地域の事情に合致した医療の推進～
- ✓ 事前規制から事後チェック行政へ

○ 開かれた医療を実現すべき

- ✓ 透明性の高い医療・介護へ
- ✓ グローバリゼーションの促進
- ✓ 個別化医療の推進

○ 産業としての競争力を強化し、付加価値を向上すべき

- ✓ イノベーションによる国際競争力の強化
- ✓ 事業者の創意工夫によるサービス提供
- ✓ 協働・連携・自律による医療・介護の推進

(2) 各府省庁が取り組む規制改革事項・対処方針

【ライフイノベーションWG ①】

規制改革事項	保険外併用療養の範囲拡大
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な新たな仕組みを検討し、結論を得る。具体的には、例えば、再生医療等を含めた先進的な医療や、我が国では未承認又は適応外の医薬品を用いるものの海外では標準的治療として認められている療法、或いは、他に代替治療の存在しない重篤な患者に対する治験中又は臨床研究中の療法の一部について、一定の施設要件を満たす医療機関において実施する場合には、その安全性・有効性の評価を厚生労働省の外部の機関において行うこと等について検討する。＜平成 22 年度中に結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者主権の医療を推進するためには、患者が受けたい医療を受けられないという状況を可能な限り解消すべきであり、患者のニーズに応じて保険外併用療養費の給付対象を見直す必要がある。 ○ しかし、日進月歩で医療が高度化する中、患者の切実な要望に対し、すべての保険外併用療養を迅速かつ的確に当局が示すことには限界がある。 ○ そこで、一定の要件^{※1}を満たす医療機関については、事前規制から事後チェックへ転換し、実施する保険外併用療養の一部を届出制^{※2}に変更すべきである。 <p>※1：対象となる医療機関の『一定の要件』は、「倫理審査委員会を設置している医療機関」を想定。なお、当該倫理審査委員会の要件は臨床試験の実施の基準に関する省令に定める治験審査委員会の要件等を参考とすることが考えられる。</p> <p>※2：届出の範囲は、高度医療を含む評価療養と選定療養のうち直接的な医療技術、医薬品、機器に限定する（差額ベッド代や時間外診療、紹介状なしの初診料などは従来どおりとし当対象外）ことを想定。</p>
---------------------------	--

	<p>○ その際、患者に対して保険外の負担を求めることが一般化しないよう、例えば、以下の措置を設けることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出には倫理審査委員会の承認を要するものとする ・ 保険外併用療養に関しては、現行どおり必ず患者への情報提供を行い、同意書を取り付ける ・ 差額ベッド代など診療内容と直接関係のない費用（いわゆるアメニティにかかる費用）の徴収基準は、当面の間現行の選定療養から拡大しない ・ 届出によっても保険外併用療養を認められない事例を定め、モニタリングを強化して患者保護に努める <p>○ また、治療法として認められるまで目の前で苦しむ患者に最先端の治療を施せない現状をかんがみれば、欧米に見られるようなコンパッションネートユース（人道的使用）などの制度も検討する必要がある。</p> <p>○ なお、新たな医療技術や画期的な新薬等を公的保険に組み入れようとするインセンティブが働きにくくなるとの指摘も存在することから、国内未承認の医薬品等や新たな医療技術等については、保険外併用療養のモニタリング結果も参考に、従来どおり安全性、有効性のエビデンスが得られた段階で速やかに保険収載する仕組み^{※3}を維持し、当該制度改革により新規保険収載が遅れることがないようにする。</p> <p>※3：医薬品、医療機器のメーカーが保険収載の申請をしない懸念も存在する。必要に応じて、申請がなくとも患者や学会からの要請があれば保険収載する仕組みも検討。</p>
--	---

【ライフイノベーションWG ②】

規制改革事項	一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和
対処方針	調整中

【ライフイノベーションWG ③】

規制改革事項	再生医療の推進
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて引き続き検討し、結論を得る。その際、細胞治療・再生医療の特性を考慮しつつ、製品の開発や承認審査をいかに効率的に進めるかという観点も視野に入れた検討を進める。＜平成 22 年度中に結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細胞治療・再生医療の分野は、我が国の技術・知識が世界をリード出来得る分野であり、先端科学技術の進歩は、その恩恵を広く国民が享受できる可能性を秘めている。 ○ しかし、実用化に向けては、医薬品か医療機器に対する従来の法制度を適用すること自体に問題があり、審査の迅速性に支障をきたす原因となっているとの指摘もある。 ○ 現に、我が国での薬事承認事例は、未だに重度熱傷用の自家細胞培養表皮を「医療機器」として承認した1件のみであり、再生医療製品の承認状況では欧米に大きく遅れをとっている。^{〔※1〕} <small>※1：平成 22 年 4 月 20 日の「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」資料によると、我が国以外で皮膚、軟骨で 27 品目の再生医療製品が承認済</small> ○ 厚生労働省においては、「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」を設置し、再生医療にふさわしい制度を実現するため、現行の法制度にとらわれることなく、臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて、産学官の緊密な連携のもとに検討を進めているが、こういった状況を踏まえ、細胞治療・再生医療の特性を考慮した「医薬品」でも「医療機器」でもない第三のカテゴリーの創設についても視野に入れた検討を進めるべきである。
---------------------------	---

【ライフイノベーションWG ④】

規制改革事項	ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未承認医療機器に対する薬事法の適用範囲を明確化させることで臨床研究・治験を早期に実施する環境を整備する。具体的には、医師主導の臨床研究については、「臨床研究に用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用に関する考え方」（平成22年3月）が示されているが、開発メーカー等が未承認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究については、薬事法の適用範囲を明確にするQ&Aを作成し、周知する。＜平成22年度中措置＞ ・ (独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)については、その審査体制の強化が、我が国のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方策の1つとして指摘されていることを踏まえ、事業仕分け結果(平成22年4月27日)に基づき、その在り方について議論を深め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化する。＜平成22年度中に結論＞ ・ 薬事の承認審査にかかる手続きの見直し、ベンチャー等の薬事戦略相談の創設等を検討する。＜平成22年度中に結論＞ ・ 他に代替治療の存在しない重篤な患者において、治験中の医薬品を一定の要件のもとで選択できるよう、コンパッションートユース(人道的使用)の制度化について検討に着手する。＜平成22年度検討開始＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 革新的な技術を早期に利用できるように、産業政策の軸を医療・薬事行政の中で明確にし、安全対策とのバランスをとるべきであり、そうした考えの下、薬事行政全般を見直す必要がある。 ○ 具体的には、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)が承認審査と救済制度を所管する状況を解消し、テクノロジーの審査機関として自立させ、かつ審査官の増員、薬系への偏重解消などバランスの取れた審査体制を構築し、審査能力を強化すべきである。
---------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none">○ 臨床研究においては、現在、医師主導のみが認められているが、例えば、開発メーカー等が未承認の医療機器を複数の医師に提供して臨床研究を行う、いわば医師と企業の共同研究については、薬事法違反となるか否かが明確でないため、企業が慎重な対応をとらざるを得ないことが想定される。臨床研究における医師と企業の共同研究についても実施可能な要件を明確にすべきである。○ 治験においては、迅速な審査に向け、承認審査にかかる手続きを見直し、確認審査の簡素化等を検討すべきである。○ 加えて、臨床研究と治験のシームレスな連携を可能とすべく、臨床研究で得られたデータを治験においても活用できるようにすべきである。○ また、国際共同治験等を引き続き推進するとともに、海外の治験データの活用拡大等についても検討すべきである。○ 一方で、治験を経て治療法として認められるまで目の前で苦しむ患者に最先端の治療を施せない現状をかんがみれば、欧米に見られるようなコンパッションエートユース（人道的使用）などの制度も検討する必要がある。
--	--

【ライフイノベーションWG ⑤】

規制改革事項	未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の明確化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の適正な在り方について検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中に結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品の広告については、「医薬品等適正広告基準について（昭和 55 年 10 月 9 日薬発第 1339 号各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知 改正 平成 14 年 3 月 28 日医薬発第 0328009 号）」（以下、「55 年通知」という。）において薬事法の解釈が示されているところである。 ○ 55 年通知の目的は、誇大広告等の禁止を通じて、医薬品等による保健衛生上の危害を防止することであると解されるが、これにより、未承認の医療技術、医薬品、医療機器などの情報提供が出来ないとの指摘がある。 ○ 新規技術の開発を進める上で、有効性と安全性のバランスに関する医師・市民とのコミュニケーションが重要であり、特に臨床現場の医師が海外等で開発中の技術、医薬品、医療機器の情報を得ることは、ドラッグラグ、デバイスラグの解消促進や臨床における選択肢の多様化を含め意義が大きい。 ○ そのため、未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供がより円滑にできるよう、情報提供可能な要件を明確化し、周知すべきである。
---------------------------	---

【ライフイノベーションWG ⑥】

規制改革事項	レセプト等医療データの利活用促進（傷病名統一、診療年月日記載など様式改善等）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう利活用のルールを決定し周知する。＜平成22年度中措置＞ ・ 次期診療報酬改定（平成24年4月）に向けて、診療側、保険者、研究者等の関係者により、審査・支払の効率性に加えてデータの利活用の観点からも検討する場を設け、「ICD10コード」の採用を含めてレセプト様式（DPC レセプト含む）の見直しを検討する。＜平成23年度中に結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ レセプトデータ、診療データ、健診データ等は、国民の貴重な財産であり、電子化が進むことにより我が国の医療発展に向けた貴重なデータとして利活用が可能である。 ○ レセプト情報については、順次電子化が進んできているところであり、これを一元化したナショナルデータベースについては開発様式をオープンにするとともに、民間研究者も含めた外部利用を可能とすべきである。 ○ また、レセプト様式については、適切な審査・支払を効率的に行う観点から、これまでも見直しを行ってきたところであるが、今後は、審査・支払の効率性に限らず、データの利活用の観点からも更なる様式の見直しを検討すべきである。 ○ 例えば、傷病名コードの統一に関しても、事務連絡で原則として定められた傷病名コードを用いるよう周知しているのみであり、強制力がない。傷病名コードは速やかに統一すべきであり、その際は、DPC レセプトでは記載が必須となっている国際標準の「ICD10コード」の記載を義務付けるべきである。
---------------------------	---

【ライフイノベーションWG ⑦】

規制改革事項	ICTの利活用促進（遠隔医療、特定健診保健指導）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。＜遠隔医療が認められ得るべき要件については平成22年度中措置、処方せんの発行にかかる考え方については平成23年度中に結論＞ ・ 診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。＜診療報酬改定のタイミングで随時＞ ・ 特定健診に基づく保健指導におけるICT（情報通信技術）を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。＜平成23年度中に結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>[遠隔医療]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方における専門医の不足の現状を考えると、離島、僻地に限定することなく、地域医療再生の観点から、高度な技能を有する医師へのアクセスの一手段として遠隔医療を考えることが必要である。 ○ 「患者の顔色、元気さ、立ち居振る舞いの機敏さ、臭い、声のトーン、皮膚の色・つや・張りなど、医師が判断をするのに五感による包括的な情報収集が重要である場面も多く、患者対医師の遠隔医療はあくまでも医療過疎地域など対面診断が困難な場合の補完的手段にとどめるべき」との主張があるが、患者のニーズがあり、医師と患者の合意があれば地域等により一律に規制する必要はなく、医師法によらず遠隔医療を可能とすべきである。 ○ その際、少なくとも対面診療と同様の診療報酬の算定が出来るようにすべきである。 ○ 遠隔医療が成立する環境の要件（例えば、動画による双方向通信は可とするが、電話・メールでの診断は不可など）及び処方せんの発行方法（例えば、医師の署名を要する処方せん
---------------------------	--

	<p>においても、患者の利用する調剤薬局にFAX又は電子メールで送付できるなど)等についても明確化すべきである。</p> <p>[遠隔保健指導]</p> <ul style="list-style-type: none">○ 遠隔保健指導に関しては、指導に当たるのは主として保健師であり、触診等を行うわけではない。当然、医療行為ではなく、安全面での懸念はほとんどない。地理的条件等のコストを勘案すればメリットの方が大きい場合も想定される。○ したがって、保険者の特定保健指導の量を判断するためのポイント数の算定においては、遠隔保健指導は対面と同等とすべきである。
--	--

【ライフイノベーションWG ⑧】

規制改革事項	救急患者の搬送・受入実態の見える化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急搬送及び医療機関における受入体制を強化するためには、改正消防法により地域における救急搬送・受入状況を踏まえて実施基準を策定することとされている都道府県が、実施基準を実効的なものとする上で必要な情報について消防機関の保有する救急搬送のデータと医療機関が保有する予後のデータをリンクさせて総合的に調査・分析することが重要であり、都道府県におけるこれらの取組を促進させるための方策について総務省と厚生労働省で検討を進める。〈平成 22 年度検討開始〉

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急患者の受入れ困難事例が発生したことなどをを受けて成立した改正消防法により、消防機関や医療機関などで行う協議会を設置し、搬送や受入れの実施基準を策定・公表することが義務付けられた。同実施基準では、受入れ可能な医療機関をリスト化し、疾患や重症度によって搬送先を選定するためのルールなどを盛り込むとされた。 ○ 平成 21 年 10 月には、厚生労働省と消防庁で設置した検討会がまとめた策定ガイドラインが公表されたが、平成 22 年 4 月 23 日時点で、「傷病者の搬送と受入れの実施基準」を策定した都道府県は 5 都県にとどまっていることが、消防庁の調査で判明している。 ○ 改正消防法が成立して 1 年、施行からも約半年が経過している中、実施基準策定の基盤となる協議会の設置時期を未定としている都道府県もあり、救急患者の受入れ困難事例を回避するためのルールづくりが十分進んでいるとはいえない。 ○ こうした状況を踏まえ、早急に「救急医療の見える化」が求められる。具体的には、消防機関が保有する救急搬送のデータと医療機関が保有する予後のデータをリンクさせ、救急医療の充実等に資する分析を実施可能なデータベースを構築すべきである
---------------------------	---

【ライフイノベーションWG ⑨】

<p>規制改革事項</p>	<p>「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等 ー医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等ー</p>
<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人の他に、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図る。 <平成 22 年度中措置> ・ 医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や 2 年間という年限の弾力化を図るなど、制度・運用を見直す。また、国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めるための制度改正を行う。<平成 22 年度中検討、結論> ・ 看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図るなど、制度・運用を見直す。<平成 22 年度中検討、結論>

<p>当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の医療技術の進歩、さらには医療を成長産業として捉える観点から、開かれた医療を実現すべきである。 ○ そのためには、外国人患者受入れの基盤整備をすすめるべきである。病床規制の見直し、国内の医師不足の解消、医療機関の広告規制、未承認薬の使用規制など課題は多いが、当面取り組むべきものとして、医療ビザについて、早急に検討する必要がある。 ○ また、外国人医師・看護師の受入れについても積極的に進めるべきである。
----------------------------------	---

	<p>[医療ビザ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の「商用」または「観光」目的の申請で問題なく対応可能との意見もあるが、現実的には取得に困難を伴う場合が多く、特に、患者本人ではなく同行者にビザが下りないことが多いとの指摘がある。 ○ わかりやすさの観点からも、明確に医療を目的としたビザを創設すべき。また、医療ビザを創設すること自体が、我が国が外国人患者受入れに積極的であることを示すアピールにもなる。 ○ その際、複数回の来日を可能とするようビザの有効回数を弾力化するとともに、外国人患者本人だけでなく、その同行者（家族等）についても同様に認めるべきである。 ○ なお、治療が長引いた場合のビザ延長申請に関して、申請者が患者であることに鑑み、病院関係者等による代理人申請を認めるべきであるとの意見があるため、手続をよりわかりやすくするための措置が望まれる。 <p>[外国人医師の国内診療]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人医師については、臨床修練制度の要件を緩和し、医療研修目的以外にも対象を広げ、医療機関の要件も緩和・撤廃すべきである。 ○ 我が国の看護師免許を持つ外国人看護師については、現行7年の滞在年限を撤廃する^[※1]とともに、医師と同様に臨床修練制度を活用した受入れを段階的に緩和すべきである。 <p>※1：外国人看護師の滞在年限は第4次出入国管理基本計画(案)で検討課題となっている</p>
--	--

【ライフイノベーションWG ⑩】

規制改革事項	EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮（受験回数、試験問題の漢字へのルビ等）
対処方針	調整中

【ライフイノベーションWG ⑪】

規制改革事項	ワクチン政策の見直し
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法の抜本的な見直しの中で、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方について検討する。〈平成 22 年度検討開始〉

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワクチンは予防接種法に規定された定期予防接種のワクチンとそれ以外の任意接種ワクチンに大別される。後者については何の法的規定もない状況であり、接種費用の助成制度に関する自治体の判断により、ワクチン格差が生じている。 ○ 新型インフルエンザの発生や予防接種の実施状況等を踏まえ、第 174 回通常国会にて、予防接種法等の改正法案が審議されているが（P）、今後、抜本的な改正も必要である。 ○ その際には、公的保険での適用や安定的財源を含め、幅広く検討する必要があるが、当面、ワクチンに関する基本法等を制定し理念を明確にすることも有力な選択肢である。 ○ 米国には ACIP（Advisory Committee for Immunization Practices：予防接種実施に関する諮問勧告委員会）という対象疾病・ワクチンとその接種スケジュールについて定期的に検討する組織が存在するが、我が国もこうした議論を行う常設の組織を設けるべきである。
---------------------------	--

【ライフイノベーションWG ⑫】

規制改革事項	医行為の範囲の明確化（診療看護師資格の新設）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定看護師（仮称）」制度化に向けたモデル事業を早急を実施するとともに、特定看護師の業務範囲、自律的な判断が可能な範囲等について並行して検討する。＜平成 22 年度中検討開始、平成 24 年度中に結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師法では、医師以外の医業を禁じているが、医療現場においては、医師が必ずしも医師が担う必要のない業務に追われている。一方で、高資質の看護師が存在するにもかかわらず、その業務は診療の補助と療養上の世話に限定されている。 ○ 米国ではナース・プラクティショナー、フィジシャン・アシスタントなど、医師以外の医療行為の担い手が存在する。米国以外でも複数の国でこのような資格が確立している。 ○ そこで、専門的な臨床教育等を受けた看護師等の業務範囲を拡大し、医療行為の一部を分担することが、医療の質の向上及び効果的な役割分担に資すると考える。 ○ 現在、厚生労働省が検討している「特定看護師（仮称）」については、こうした考え方に基づき進められていると考えるが、早急にモデル事業を実施し、特定看護師の業務範囲及び裁量権等について検討すべきである。 ○ ただし、将来的には、看護師の一類型としての「特定看護師」ではなく、医師でも看護師でもない資格として「診療看護師（仮称）」を創設することが望ましく、その実現に向けて特定看護師制度により各種検証を行うべきである。 ○ なお、現在、看護師が行うことができる診療の補助の範囲は必ずしも明確化されていないが、特定看護師のモデル事業を実施する際には、特定看護師以外の看護師が行う診療の補助の範囲が過度に限定されないように留意すべきである。
---------------------------	--

【ライフイノベーションWG ⑬】

規制改革事項	医行為の範囲の明確化（介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療安全が確保されるような一定の条件下で特別養護老人ホームの介護職員に実施が許容された医行為を、広く介護施設等において、一定の知識・技術を修得した介護職員に解禁する方向で検討する。また、介護職員が実施可能な行為の拡大についても併せて検討する。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞ ・ リハビリなど医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理する。＜平成 22 年度中措置＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別養護老人ホーム同様、有料老人ホーム等の施設においても、入居者の重度化や医療依存度が高まってきており、看護師の配置がない夜間に医療処置を行うことができないため、医療処置が必要な入居希望者の受入れを拒否したり、医療処置が必要となった入居者に退去依頼をせざるを得ない場面が増加している。 ○ 行為自体が組織的・継続的に行われることが想定され、本来個々の事例に則して判断される違法性阻却によるのは不自然である。現実には、違法ぎりぎりで行われている行為であり、これを合法化することが必要である。違法行為を行わざるを得ない現状が、介護職員の負担を増やし、離職の一因ともなっているという指摘もある。 ○ リハビリなども含め、医行為か否かが不明確な行為を整理するとともに、痰の吸引や胃ろうの処置を従来の医行為とは区別した上で、諸規制を整備すべきである。 ○ 胃ろうの処置について、チューブ接続・滴下は看護師が行うべきとされているが、朝食・夕食時まで看護職員の勤務が必要となり、胃ろう処置が必要な利用者を受入れられるのは一部の施設に留まってしまう。胃ろうの状態を1日1回看護師が確認し、処置前においては介護職による確認で足るとするなどの対応によって安全を担保し、介護職員が胃ろう処置全
---------------------------	--

	<p>体を担うことができるようにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 喀痰吸引も含め、一連の胃ろうの処置も家族は実施可能であり、在宅では介護職等も容認されており、一定の研修を受けることで同等以上の安全性は確保できる。○ 有料老人ホーム等の特定施設も入居者にとっては終の棲家であり、平均要介護度で判断すべきではない。入居者属性、職員配置、サービス内容とも特別養護老人ホームとほぼ同等であり、施設等の類型によって差異を設けるべきではない。例えば特別養護老人ホームで処置を行っていた介護職員が、特定施設に転職した場合に処置が行えなくなるというのは不合理である。
--	---

【ライフイノベーションWG ⑭】

規制改革事項	特別養護老人ホームへの民間参入拡大（運営主体規制の見直し）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を踏まえ対応に着手＞ ・ また、特別養護老人ホームの運営について、利益追求・利益処分の在り方、措置入所の在り方や、基幹となる税制の在り方・廃業の際の残余財産の処分等の在り方に関連し、特別養護老人ホームを社会福祉法人が担っていることの意義や役割、社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とすることの是非について検討する。＜平成 22 年度中検討開始＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険制度は、利用者の自由な選択に基づき、公平で効率的な社会的支援システムの構築を目指したにも関わらず、依然として措置時代の名残を引きずっており、事業者間のイコールフットイングが図られていない。既に、介護保険3施設の居住費・食費は利用者負担となっており、特別養護老人ホームと有料老人ホーム等の特定施設は実質的に同等の機能を果たしていることから、利用者から見て分かり易い類型に再定義すべきである。 ○ 特別養護老人ホームの運営にあたっては、事業の安定性・継続性に対する強い要請が存するとしているが、社会福祉法人であっても廃業の可能性はあり、民間事業者においても、撤退時の入居者保護に関する要件を付与するなどの対応によって、安定性・継続性を確保することは可能である。 ○ 病院、老健施設等、同様に安定性・継続性が求められる施設は民間が運営しており、医療法人にすら参入を認めないのは論理的ではない。 有料老人ホーム等も終の棲家として選択されており、要介護度に関わらず継続的ケアが必要であることに変わりはない。
---------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none">○ 措置入所は、本人による契約を基本（行えない場合は成年後見人等が対応）とする現行制度下では、緊急を要する場合等を除き、原則として発生しないはずである。措置入所者は極めて少なく、措置用施設として特別養護老人ホームを位置付けるのであれば、今後の施設整備自体が不要となってしまう。○ 社会福祉法人並びに社会福祉事業に対する税制優遇措置の見直し等に波及するおそれがあるとしているが、そもそも同一サービス下で税制等の条件が異なっていることが問題といえる。本来介護事業は課税事業であり、優遇措置は無料低額事業等の社会福祉事業を行う場合に限定すべきとの考え方もある中、税制面の優遇措置等の在り方も検討すべきである。
--	--

【ライフイノベーションWG ⑮】

規制改革事項	介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画（平成 24～26年度）から、各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。〈平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置〉

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別養護老人ホームへの待機者数からも明らかな通り、現在は施設等の不足によって自らの希望に応じた介護が受けられない状態にある。利用者の希望によってサービスを選択可能としている以上、国が一律に数値を決めることでサービス量を制限すべきではない。 ○ 参酌標準が目安に過ぎず、地域の実情に応じて決定されているならば、廃止しても影響はないはずである。 ○ 過剰な整備による基盤整備格差の拡大、過度な公費増大や保険料上昇のおそれについては、現在も都道府県の事業計画が適正かについて、厚生労働省にて事後チェックを行っているはずであり、当該体制が整っていれば参酌標準を撤廃しても不都合は生じないはずである。 ○ 現在の 37%という数値が施設介護と居宅介護のバランスという観点からして妥当であるという根拠はない。（平成 16 年度の 41%という数値から、介護予防効果によって要介護度 2～5 の対象者が 10%減少すると見込んだ数値とされているが、それほどの効果が認められたという検証結果はない。そもそも、平成 16 年度の 41%という数値の根拠自体も不明。）
---------------------------	---

【ライフイノベーションWG ⑬】

規制改革事項	訪問介護サービスにおける人員・設備に関する基準の緩和（サービス提供責任者の配置基準）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 4 月からの基準緩和施行後の状況を検証するとともに、モデル事業の実施結果も踏まえて、IT 活用状況や事務補助員等による支援によって管理可能な範囲を明確化し、次期介護報酬改定（平成 24 年 4 月）に向けて、サービス提供責任者の配置基準の緩和が可能かについて検討し、結論を得る。＜平成 23 年度中検討・結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 超高齢社会を迎えるにあたって、介護を担う人材の養成・確保は急務であるが、定着しない最大の要因は賃金をはじめとする処遇面での不満が大きいことにある。制度上の厳格な基準や過度な運用を見直し、事業者の経営改善が介護従事者に対する賃金へ反映される仕組みを構築するべきである。 ○ また、業務における無駄の削減によって、介護職員が本来の業務に専念し、サービスの質を高めるための環境整備を行うべきである。 ○ 業務管理の手法は様々であり、管理者の能力も画一ではないことから、本来は個々の事業者判断に委ねるべきである。IT の活用による業務管理の徹底や、事務補助員等との協力によって、現行規定を上回る人数のヘルパーを管理可能である。 ○ サービス提供責任者は、管理業務よりも利用者宅で代行等の介護サービスに多くの時間を割いているという実態もあり、介護の人手不足を解消するためにも、管理業務の効率化を進める必要がある。
---------------------------	--

【ライフイノベーションWG ⑰】

規制改革事項	高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 国内メーカーの開発動向、利用者のニーズ等を踏まえ、また、特区での実証実験結果を検証しつつ、対応の要否について検討を開始する。＜平成 22 年度検討開始＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の安全かつ便利な移動手段の確保として、開発が進められている高齢者用パーソナルモビリティの実用化が期待されている。 ○ 利用者ニーズ等を踏まえながら、新たな規格の制定に向けて官民連携で技術開発を進めるべきである。
---------------------------	---

3. 農業WG

(1) WGにおける基本方針（検討の視点）

農業分野の規制・制度改革の検討にあたり、当ワーキンググループでは、安全で良質・安価な食料の安定供給を担い、地域経済社会を支える農業の成長産業化に向け、国民的視座から以下の検討の視点をもって個別の規制・制度のあり方を検証・検討する。

- 意欲ある多様な農業者の参入促進
 - ✓ 消費者ニーズに適った生産、販売、付加価値拡大

- 優良農地の確保と有効利用の促進
 - ① 適正なゾーニング
 - ② 転用規制の厳格化
 - ③ 転用を規制する機関のあり方
 - ④ 迅速な農地の流動化促進への取組

- 農協など農業支援組織の見直し
 - ① 農業支援の主体、サプライチェーンの多様化の必要性
 - ② 農業支援機関の適正なガバナンス

- 農業者の主体性や創意工夫の発揮を妨げる要因の除去

- 農業の持続可能なビジネス化、成長産業化に向けての制度基盤の整備

- 安心・安全な農産物
 - ✓ 食品表示等

(2) 各府省庁が取り組む規制改革事項・対処方針

【農業WG ①】

規制改革事項	農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。 <p><平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論></p>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○「農業者の高齢化が進み、高齢農業者の大量リタイアが見込まれ」、「後継者の確保が極めて不十分な状況にある」との認識があるにも関わらず、貸借についてのみ自由化するのでは不十分。 ○農林水産省は、「昨年の農地法等改正により、貸借規制について抜本的見直し（貸借については農業生産法人要件を課さないこととする）を行ったところ」としているが、農業生産法人以外の法人が貸借による参入をした場合、許可のためには、地域の他の農業者との適切な役割分担、業務執行役員のうち1人以上は農業常時従事、等の要件が課されているうえに、貸借開始後においてもそれらの要件を満たさねば農業委員会によって勧告・許可取消し等の措置が講じられるなど、完全な自由化にはなっていない。このため、借り手の地位が不安定になり、事業体によっては、農業生産法人を設立し、農地所有による農業参入の方がリスクが低いと判断する場合もある。
---------------------------	---

	<p>○要件緩和に反対する者からは、「株式会社は事業採算が悪化すればすぐに農業から撤退してしまい、耕作放棄地の増加につながる」と主張されることが多い。</p> <p>しかしながら、現在の耕作放棄の大半が個人経営の破たん起因していることを鑑みれば、「法人」と「個人」とで経営リスクの差異、経営破たんした場合に生じるリスクの差異はない。現在の耕作放棄地化は経営の非効率による農業所得の低迷と後継者の不足、自立的経営力の不足に起因していると考えられ、役員の農業従事要件などの制約が、農地の保全、農業の成長産業化の担保になっているとは言い難い。</p> <p>○農地を持続的に最大限活用する観点からは、ゾーニング及び農地転用規制の厳格化と経営主体が経営破たんした場合の農地の耕作権の強制的移動措置、耕作放棄にかかるペナルティ強化、農地の原状回復措置等によるリスク・マネジメントにかかる制度整備をきちんと行った上で、適切に農業を行う限り、所有・貸借に関わらず、参入する農家、農業団体、企業等に差を設けるべきではない。</p> <p>○特に、多様な農業形態の一つとして、新しく農業を始めようとする者が、縁故者等からの出資を募って法人形態で農業に参入することも十分に想定される中、それを否定すべき理由はない。</p>
--	---

【農業WG ②】

規制改革事項	農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討>
対処方針	・地方公共団体が行う計画の達成状況の定期的な検証を農林水産省は適宜確認し、その中で不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<逐次実施>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 農振法は、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としているところ、旧施行規則第4条の4第1項第1号イにも、「計画に係る区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点」から地域の農業の振興に関する計画を立てることとされており、これまででも、的確な法運用がなされていれば、農地が適正に確保されたはず。</p> <p>○ しかしながら、実態は多くの農地が転用されており、法令上で内容を強化しても効果は乏しいと予想される。</p> <p>○ 農業の健全な発展のためには、農地の保全及び効率的な利用が不可欠であり、農振法施行規則第4条の4第1項第27号自体の廃止を含め、無制限な土地利用による外部不経済を防止する観点から、ゾーニング及び農地転用規制の厳格化等をきちんと行うべき。</p>
---------------------------	--

【農業WG ③】

<p>規制改革事項</p>	<p>農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）</p>
<p>対処方針</p>	<p>・優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。＜平成 23 年度中検討開始、できる限り早期に結論＞</p> <p>※ 当該見直しに当たっては、以下の点が考慮されるべきである。</p> <p>○手続き：審議内容の公開、最終判断の理由開示等、透明性を確保すべきである。</p> <p>○構成委員：客観性・中立性が確保されるような委員要件として、例えば以下のようなものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非利害関係要件を設定 ・少人数かつ専任の委員 ・被選挙権を有する農業者を認定農業者に限定 ・消費者・食品産業者等消費者の代表も参加させる ・各種専門家及び行政機関の代表も参加させる 等

<p>当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<p>○「食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。</p> <p>しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。」</p> <p>と基本計画に記載されているような状況であれば、改正法に基づき、5年後の見直しを待つことなく、早急に農業委員会の組</p>
----------------------------------	---

	<p>織及び運営についての検討に着手すべきである。</p> <p>○ 基本計画では、「農地転用の収入を期待する農地所有者と、事業者、さらに施設用地等を確保したい行政等の利害が一致する形で平地部等の農地転用が行われ、優良農地の無秩序なかい廃をもたらしている。」としている。</p> <p>現に2009年までの5年間でも、10万5千haもの農地が減少していることを踏まえると、農地の確保及び適正利用の橋頭保となるべき農業委員会の機能が適切に発揮されてこなかったのは明らか。</p> <p>優良農地の確保と有効利用を実現するために、ゾーニング及び転用規制を厳格化し、現状では必置とされている農業委員会の在り方を抜本的に見直すことが早急に必要。</p>
--	--

【農業WG ④】

規制改革事項	農地の賃借の許可の迅速化
対処方針	<p>・意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有効利用の観点から、農作業のタイミングを逸しないよう、標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等により、農地法の許可一般について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底する。＜平成22年度中措置＞</p>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 農作物を植えるタイミングは年1回なので、現状の制度でタイミングを逃すと、1年間待つ必要が生じる。基本計画による「意欲ある多様な農業者による農業経営の推進」の観点を踏まえると、より臨機応変に対応すべきではないか。</p>
---------------------------	--

【農業WG ⑤】

<p>規制改革事項</p>	<p>農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し</p>
<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独禁法のすべての適用除外について、公正取引委員会が検証する中で、農協等に対する独禁法の適用除外についても、農業の健全な発展が阻害されるおそれがないか、公正取引委員会は農林水産省と連携して、実態の把握と検証を早急に開始し、結論を得る。なお、その際、連合会や1県1農協となるようなケースについても、同様に実態把握・検証を行う。〈平成22年度中検討・結論〉 ・現行でも独禁法の適用除外とはならない農業協同組合等による不公正な取引方法などについて、公正取引委員会及び農林水産省において、更なる啓発普及活動により、その未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会において、適切かつ迅速に対処すべきである。〈逐次実施〉

<p>当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用除外規定は、小規模の事業者等が相互扶助を目的とする協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することにより、公正かつ自由な競争の促進の主体となり得ることから設けられたもので、小規模な事業者の協同を支援する必要性は否定しない。 ○ 他方、農協は、組合員数・取扱高ともに大きな規模であり、かつ、特定事業分野において高いシェアを持つ存在であり、このような農協に対し一律に適用除外を認めることは、独禁法制定時に想定されていたとは言いがたく、制度の目的に沿ったものとはいえない。また、制度的に信用事業が認められており、他の協同組合とは大きく異なる。 ○ さらに、近年では「1県1農協」となるケースも生じているなど広域化が進んでいる。
----------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none">○ 食料・農業・農村基本計画においても、「意欲のあるすべての農業者が…経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要がある」とされている。農協に独禁法が適用除外となっていることによって、意欲的な農業者の創意工夫の芽が摘まれているおそれがあり得る。 ○ したがって、一律に適用除外とするのではなく、産業の健全な発展が阻害される場合など、農協制度の趣旨からみて適用除外が認められない場合を定めるべきである。
--	---

【農業WG ⑥】

規制改革事項	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施
対処方針	<p>・農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。</p> <p>具体的には、農協に対する金融庁（財務局）の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁（財務局）及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。＜平成22年度中検討・結論＞</p> <p>・併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。＜平成22年度中措置＞</p>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○農協システムの貯金残高は、現在他の金融機関と比肩するほど大きくなっていること(*)及び准組合員のように農協を1金融機関としてのみ利用する者も非常に多い(H19年度末時点の准組合員数は454万人)ことから、預金者保護の重要性が高く、他金融機関と同様のガバナンスがなされる必要がある。単なるグループ内監査だけでは、コンプライアンスの観点から十分とは言えず、結果的に組合員たる農業者のためにならないため、基本計画の達成にも資さないと考えられる。したがって、金融庁検査及び公認会計士監査を実施すべき。</p> <p>(*)H21年3月時点： 郵貯(177.5兆円) 三菱東京UFJ(100.2兆円) 三井住友(83.0兆円) JA<個人貯金+それ以外(公金・企業等)計>(83.3兆円)</p>
---------------------------	---

○農協に対する監査は、財務諸表の適正性のみならず信用・経済・営農指導事業等の事業報告の適正性を一体として行うため、農協の制度・事業に精通した中央会が監査することとされているが、全国農業協同組合中央会（JA 全国監査機構）は農協の上部組織であり、法人としては単位農協及び連合会と別組織であっても、真に独立した監査機関とは言えない。

農協の制度のみならず事業に精通し、日々の営農指導等を行っているが故に、客観的な視点から公正な監査ができないことも大いに考えられる。十分なガバナンスの達成のためには、第三者の視点での監査が必要である。

○なお、金融庁は「現行法においても、都道府県知事の要請により、金融庁が信用事業の検査を実施することは可能となっており、当方（注：金融庁）も農林水産省の都道府県検査主管課長会議において、本制度を積極的に活用するよう要請をしているところ」としているが、これまでのところ、実際に都道府県知事が金融庁に検査を要請した事例はなく、その実行性を担保するための措置が求められる。

○とりわけ、近年では「1県1農協」となるケースも生じているなど、合併・統合による単協の広域化が進んでいる。

県信連では農林水産省（地方農政局）と金融庁（財務局）の帯同による検査が実施されていることとのバランスからも、一定規模以上の農協には、農林水産省及び金融庁両者による検査をすべきである。

○したがって、農協に対する検査については、銀行・信用金庫等と同程度の金融庁検査の実施を担保すべきである。

また、監査については、信用・経済・営農指導事業を一体とした監査の有用性を否定するものではないが、信用事業を行っていることを鑑みると、独立した外部監査の実施は担保されるべきである。

【農業WG ⑦】

<p>規制改革事項</p>	<p>農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消</p>
<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員資格の確認を行い、確認時に違反状態が判明すれば、早急に適正化を図る。＜1年に1回以上実施＞ ・ 土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。＜逐次実施＞

<p>当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農協が農業者を向いた運営を行うよう、正組合員資格要件を農業者に限定することは厳格化されるべき。資格要件を満たさなくなった場合は、速やかに准組合員へ移行または除名させるべきである。 ○ 「農用地利用集積計画に従って利用権が設定された農地の所有者については、農業に従事しなくても、一定の要件を満たす場合には正組合員資格を継続」については、農地を貸しているものは農業者ではなく、正組合員資格を継続する合理性に疑問。准組合員資格で十分ではないか。
----------------------------------	--

【農業WG ⑧】

規制改革事項	新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項）
対処方針	・農協の効率的な再編整備に配慮しつつ、地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項を廃止の方向で見直す。＜平成 22 年度中検討・結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○意欲ある多様な農業者による農業経営を推進する観点からも、新規農協の設立及び地域を重複しての拡大の弾力化は農業者の選択肢の増大に資する。農業者のための組織であるなら、一定人数の農業者が新規設立を望むのであれば、それを妨げる理由はない。</p> <p>○実際に農協を設立しようとして諦めた事例もある。中央会に正式に反対されてまで設立することは現実的には考えにくく、表面には出てこないで設立を諦めたケースも少なくないと考えられる。</p> <p>○「平成 14 年に農協の地区重複を認めてから、地区の重複する農協の新規設立はいずれも認可」していることは、本条項が支障ではないとの趣旨だと解されるが、逆に、すべて認可しているのであれば、規制は不要。</p> <p>○一般的な協同組合（信金、生協など）については、このような要件はない。農協だけ要件を加重する必要があるのか疑問。</p> <p>○「農協の再編整備」は「機能や役割が効率的・効果的に発揮できる」ことを目的とするもの。必ずしも合併により数を減らすことのみを意味するわけではない。新規農協の設立及び地域を重複しての拡大により、農業者にとって、効率的に農協の機能が発揮されるのであれば、促進されるべき。</p>
---------------------------	---

【農業WG ⑨】

規制改革事項	農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止
対処方針	・政治的中立が確保された運営が行われるよう、コンプライアンスの確保に向けた指導を徹底する。＜平成22年度中措置＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	○ 農業共済団体、土地改良区等に対して行政指導済みであるが、指導に従わない組合も多いとの指摘があり、指導を徹底する必要がある。
---------------------------	---

【農業WG ⑩】

規制改革事項	農業共済の見直し（コメ・麦に係る強制加入制の見直し）
対処方針	<p>・保険母集団を確保して危険分散を図る観点、農業者の選択肢を拡大する観点等の要請も踏まえ、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて農業共済制度のあり方を検討し、結論を得る。 <戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討開始、できる限り早期に結論></p>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○基本計画では、「農業災害の発生時における損失を合理的に補てんすることにより、農業経営の安定を図ることとし、これを目的とした保険の仕組みを用いた農業災害補償制度について、更なる合理化及び効率的運営に取り組む」とされているところである。どのような判断が合理的かは経営体により異なるため、一律に共済への加入を強制することは、農業者の選択肢を狭めていることになり適切でない。</p> <p>○強制加入では、農業者に加入・脱退の選択権がないため、共済組合には、基本計画が掲げる「更なる合理化及び効率的運営」のインセンティブが働きにくい。</p> <p>○したがって、コメ・麦の強制加入制を廃止すべきである。</p>
---------------------------	--

【農業WG ⑪】

規制改革事項	堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正（告示の改正）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせるため、牛ふん、豚ふん、食品残渣を化成肥料の原料に加える方向で普通肥料の公定規格の見直しを行い、結論を得る。＜平成 22 年度中目途に結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 世界の農業の情勢を踏まえ、家畜排せつ物の有効利用をさらに促進するべきである。そのためには、家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通し易くすることが必要である。肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部について改正し、化成肥料の定義二に掲げる原料として、牛ふんと豚ふんを加えるべきである。また、食品残渣も有効な肥料の原料となりうることから、同じく化成肥料の定義二に掲げる原料として加えるべきである。</p>
---------------------------	--

【農業WG ⑫】

規制改革事項	市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和（地域再生・六次産業化）
対処方針	・市街化調整区域の直売所の面積用途制限について、開発審査会ごとの市街化調整区域内の直売所の取り扱い状況、成功事例などを調査する。また、開発許可制度の運用について、農業振興及び市街化の抑制を両立させる観点から、必要な考え方を示したガイドラインの作成に着手する。＜平成 22 年度中着手＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物直売所は、生産者らが事業主体となって、自らが生産、加工した農林水産物を販売する施設であり、その中での販売行為も農業経営活動の一環であることから市街地の拡大をもたらす懸念は少ない。 ○ 敷地面積や延床面積の基準は地域により大きく異なっており、農産物直売所の開設に支障となっている。
---------------------------	---

【農業WG ⑬】

規制改革事項	農地法の規制緩和について ＜農業振興目的（体験型農業施設駐車場等）での転用規制の緩和＞
対処方針	・農林水産省は、昨年 12 月に施行された改正農地法の施行状況等を勘案し、農業振興及び農地の保全を両立させる観点から、農業振興目的での農地転用について不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。＜逐次実施＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	○ 農業振興目的で例外的に転用を認める場合を限定列挙する等、恣意性を極力配慮するような工夫により対応可能か。
---------------------------	--

【農業WG ⑭】

規制改革事項	畜産の新規事業実施についての問題点 <地元の協力の要件の明確化>
対処方針	・畜産（養豚所等）の新規事業を立ち上げる際の補助事業（強い農業づくり交付金）について、強い農業づくり交付金実施要領に事業採択を行う都道府県知事や市町村長など地域を所管する行政当局と事業の実施者が周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整することに関する規定を追加し手続きの明確化を図る。<平成 23 年度中措置>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	○調整が必要な地元住民の範囲やその範囲内の住民の合意がどれくらい必要かその地域毎の基準を明確にすべき。
---------------------------	---

【農業WG ⑮】

規制改革事項	食品表示制度の見直し（食用油に係る原料原産地表示の導入等）
対処方針	・食用油の原料原産地表示の義務化について、生産者・販売者の負担にも配慮しながら、消費者の意見を広く聴きつつ、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る。<平成 22 年度検討開始>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	○ 生産者・販売者の負担にも配慮しながら、原料原産地表示の義務付けを進めるべきである。
---------------------------	---

【農業WG ⑩】

<p>規制改革事項</p>	<p>米の農産物検査法（「年産」や「品種」の表示）のあり方について <一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に></p>
<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。<平成 22 年度検討開始・できる限り早期に結論> ・登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、速やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。<平成 22 年度上期措置>

<p>当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<p>○ 表示の正確性が担保できるのであれば、消費者の選択に役立つ、生産者の創意工夫が発揮されるよう、多くの情報が表示されることが望ましい。特に米の年産や品種は選択にあたって重視されるため、できる限り表示を妨げるべきではない。</p>
----------------------------------	---

4. その他

(1) 各府省庁が取り組む規制改革事項・対処方針

【その他 物流①】

規制改革事項	輸出通関における保税搬入原則の見直し
対処方針	<p>貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。</p> <p>関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう検討する。</p> <p>保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、一層の迅速通関につながるよう、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。(平成 22 年度検討・結論)</p>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状は、保税搬入原則に基づいて保税地域に搬入された貨物の相当部分が、NACCS(通関情報処理システム)入力と同時に通関が許可されており、税関職員による現物検査は行われていない。また、保税搬入原則が撤廃されても、全ての輸出貨物は物理的にコンテナヤード等に必ず搬入されるため、疑わしい貨物に対する最終チェックは諸外国と同様に可能であり、保税検査場での検査可能性は従来どおり担保される。 ○ AEO制度は平成 18 年に導入され認定輸出者は大企業を中心に約 230 社であるが、AEO制度では品目ごとの管理が必要であり、管理コストが大きいため、負担は完全には軽減されていない
---------------------------	---

【その他 物流②】

規制改革事項	内航海運暫定措置事業の廃止
対処方針	<p>国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。 <平成 22 年度開始></p> <p>また、船舶の新規参入・代替建造の障害を取り除くべく、当該事業の早期解消に向けた方策について検討し、結論を得る。 <平成 22 年度検討・結論></p>

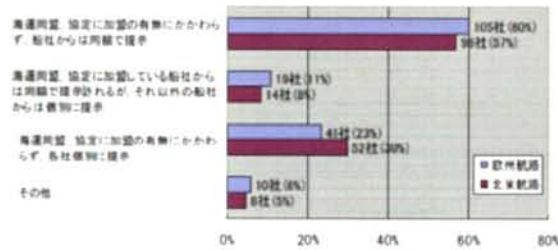
当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>1. 同事業が終了するまでの、今後の見通しがついておらず、今後の建造状況の如何によっては、相当程度の期間を要するものと考えられる。</p> <p>2. ①納付金制度により競争が制限的(新規参入や代替建造の障害)になっていること、②(独)鉄道・運輸機構の借入金に政府保証をつけていること、③モーダルシフトの推進、省エネ船の導入を促進させる必要があることから、政府として早期解消に努める必要がある。</p>
---------------------------	--

【その他 物流③】

規制改革事項	外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し
対処方針	国土交通省は、荷主の利益、日本経済への影響、諸外国の外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析、検証し、我が国の同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。〈平成 22 年度 検討〉

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>1（適用除外制度廃止のメリット）</p> <p>外航海運に係る船社間協定により海上運賃は高いレベルにとどまっているおそれがあり、日本の製造業の競争力、船社の競争力にも影響していると考えられ、適用除外制度の廃止によって、海上運賃の引き下げ等によって需要者の利益になる、船社の競争力の向上にもつながるとの指摘がある。</p> <p>2（適用除外制度のデメリット）</p> <p>外航海運に係る船社間協定は利用者の不利益となっているおそれがあると考えられ、特に中小の荷主が不利益を受けているとの指摘もある。例えば、アジア域内の航路安定化協定ガイドラインに基づく THC（ターミナル・ハンドリング・チャージ）に関して、①約 2 倍の値上げが、②算定根拠が不明のまま、③一方的に荷主に対して通告されており、ガイドラインに実質的な拘束力が認められるのではないかとの見方がある。また、平成 18 年 12 月に公表された公正取引委員会の研究会報告書においても、「運賃以外のサーチャージに関する船社間協定や協調的な運賃引上げ（運賃修復）には実効性があるが、船社の実コスト以上に請求している可能性があり、また、算定根拠が不明確であること、一方的に通告されることの荷主の意見があること等から、荷主（利用者）の利益を害しているおそれがある」と指摘されている。</p>
---------------------------	---

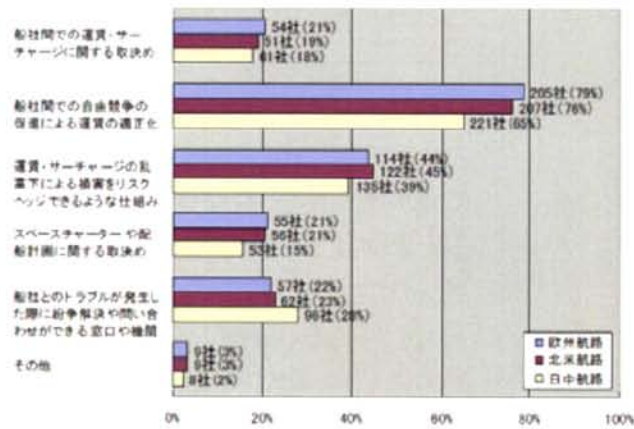
(参考：サーチャージ改訂があった場合の船社からの提示方法（欧州航路及び北米航路）)



(出所：公正取引委員会による荷主に対するアンケート調査)

※ 平成18年3月に実施（発送数1,970社、回収数1,066）

(参考：各航路において荷主が必要と考える仕組み)



(出所：公正取引委員会による荷主に対するアンケート調査)

※同上

3 (適用除外制度廃止のデメリットに対する見解)

(1) 適用除外制度廃止により、定航各社の日本直航寄港サービスの縮小が加速化するとの見解については、寄港サービスの減少は、適用除外制度の有無ではなく、日本の港湾の国際競争力や荷主の需要の問題であるとの指摘がある。この点、欧州委員会は、適用除外制度の廃止により船社のサービスの品質及び技術開発が改善され、ひいてはEU域内の産業の国際競争力が向上するとの見通しを示している。

(2) 独禁法適用除外制度の廃止は、独占・寡占企業の市場支配力の強化を助長する恐れがあるとの見解については、そもそもEUでは適用除外廃止前から市場の寡占化が進んでいるとの指摘がある。また、仮に独占・寡占につながるとしても、その弊

害は他の産業分野と同様に競争当局による企業結合規制や違反事件審査によって対処可能であるとの見解がある。

(3) 適用除外制度を廃止した場合、船社と荷主の対話や調整の場もなく、荷主及び消費者が不利益を被る状況が生じうるとの見解については、上述のとおり、そもそも外航海運に係る船社間協定は利用者の不利益となっている、特に中小の荷主が不利益を受けているとの指摘がある。また、船社と荷主との間で対話の機会は形式的なもので、実際は運賃・サーチャージについて一方的通告によるとの荷主の声がある、そもそもカルテルがあるから協議が必要になったのであり、カルテルがなければ通常の業界と同様、各社で自助努力で交渉を行って価格を決めることであるとの指摘がある。

4 (結論)

カルテルは通常の業界では規制されており、他の産業分野においてカルテルが摘発された場合課徴金が課され、場合によっては刑事罰の対象となることなどに鑑み、外航海運業界についても、適用除外制度を維持すべき理由がなければ、制度を廃止すべきものと考えられる。これについて、現在の適用除外制度については、上述の通り利用者の不利益となっているおそれがあると考えられるなど制度を見直すべきとの見解がある一方、適用除外制度を見直すことにより日本寄港サービスの縮小が加速化するおそれがあるなど慎重な意見もみられることから、更に詳細な検討を行う必要があると考えられる。

【その他 金融①】

規制改革事項	特定融資枠契約（コミットメントライン）の借主の対象範囲の拡大
対処方針	<p>特定融資枠契約（コミットメントライン）に関する借り手側の理解度・ニーズについて、借り手側の属性（事業体・規模等）別に当該借り手側を代表する団体及び借り手側の業種等を所管する省庁からヒアリング等を実施するとともに、併せて貸し手側からもヒアリングを実施し、その結果を踏まえ検討の上、結論を得る。</p> <p style="text-align: center;">＜平成 22 年度 調査・検討・結論＞</p>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>借り手側の法的知識が不十分であること等に乗じて優越的な地位を濫用し借り手に特定融資枠契約を押し付ける事による弊害が発生するおそれがあるのではないかと懸念がある。[優越的地位の濫用]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本来、特定融資枠契約自体に利用者制限を設ける事が平等性に欠けており撤廃すべきだが、[優越的地位の濫用]懸念があり、経済的弱者保護の観点から一定の制限を設けている現況も理解できる。しかしながら、借主の対象範囲外となっている中には、[優越的地位の濫用]が行われる可能性が極めて低い借り手側もあり、今一度借主の対象範囲見直しが必要。 2. 具体的には、どの借り手がどの程度特定融資枠（コミットメントライン）について知識を有しており、どの程度利用したいというニーズを有しているか具体的に把握できれば、対象範囲の拡大可能な借主を細分化し、[優越的地位の濫用]も含め検討することが可能。 3. 本件については借り手側全体の理解度・ニーズについて具体的な調査結果が少なく、借り手側を細分化した調査は実施されていないことから、必要に応じ下記調査結果を収集した上で細分化した借り手側毎に、[優越的地位の濫用]の可能性等を検討し、借主の対象範囲拡大先について結論を得る。 <ul style="list-style-type: none"> ・借り手側全体の理解度・ニーズについて具体的なアンケート調査 ・借り手側を細分化（事業体・規模別等）した理解度・ニーズについて具体的なアンケート調査
---------------------------	---

【その他 金融②】

規制改革事項	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充（NPOバンクを通じたNPO等の資金調達円滑化）
対処方針	<p>「新しい公共」を担うNPO等の資金調達を円滑化するために以下の措置を行う。</p> <p>①いわゆるNPOバンクが行う生活困窮者向けの貸付け及び特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項）として行われる貸付けについては、一定の要件の下に、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除し、総量規制の適用除外とする。</p> <p>②一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件に貸付業務経験者確保義務を免除する。</p> <p style="text-align: right;">＜平成 22 年度措置＞</p>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」を担うNPO等が資金調達を行う際、NPOバンクは重要な調達先となる。 ・悪質な業者の参入排除、出資者の保護に十分留意した上で、貸金業法の規制から除外されるべきである。
---------------------------	--

【その他 金融③】

規制改革事項	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充（いわゆる信用生協の業務範囲等に関する規制緩和）
対処方針	一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和することとし、省令改正を行う。＜平成 22 年度措置＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多重債務者、生活困窮者の生活再建支援はセーフティネットとして重要な課題である。 2. 既存の信用生協は貸付業務を通じて組合員の生活再建に一定の実績を持っており、県域規制の緩和、新規参入要件の緩和によりセーフティネットを広げていくべき。 3. その際、悪質な業者の参入排除、出資者（投資家）保護、借主保護には十分留意すべきであるが、弊害防止措置を講じることで対応可能。
---------------------------	--

【その他 金融④】

規制改革事項	金融商品取引法による四半期報告の簡素化
対処方針	四半期報告書の記載事項の簡素化について検討を行い、結論を得る。＜平成 22 年度検討・結論＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>四半期報告書について、下記の事項を中心に簡素化を実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計期間を四半期か四半期累計かのどちらか一方とする ・ 株価の推移等、入手が容易な情報は記載不要とする ・ 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、内容に変更があった場合を除いて記載不要とする ・ 従業員の状況について、提出会社（単体）は記載不要とし、連結のみとする
---------------------------	---

【その他 その他①】

規制改革事項	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量1万kl以上の新法タンクについて、連続板厚測定により、腐食の進行をより正確に把握した上で、タンクの開放検査周期の延長を検討し、結論を得る。＜平成22年度中検討・結論＞ ・ また、その成果を踏まえ、専門的知見を有する者との情報交換・連携に努めながら、特定屋外貯蔵タンクに係る保安検査の開放周期の在り方について総合的に検討する。＜平成22年度中検討開始＞

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非破壊検査に係る技術革新は進展しており、タンク底板の肉厚測定値も連続測定等によって高い精度が得られるようになっている。 ○ さらに、設備の保全是、時間計画保全から、保全の合理化や設備利用率の向上を目的とした状態監視保全に移行してきており、適宜タンクの腐食状況をモニタリングし、腐食の進行の把握を行う場合には、定期開放検査と組み合わせることで、安全を担保することは可能である。 ○ 現在の開放検査の延長に関する検討会では、容量1万kl以上の新法タンクのみを対象としている（対象タンク617基、基本周期8年）が、データに基づいて検証を行うことから、同一基準ではなくとも旧法第二段階基準（対象タンク1,743基、基本周期7年）のタンクも同様に周期の延長を検討すべきである。 ○ タンクの溶接部検査についても、専門的な知見を有する者との情報交換・連携に努めながら、合理化を図るべきである。
---------------------------	---

【その他 その他②】

規制改革事項	P F I の拡大に向けた制度改善
対処方針	<p>P F I 事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、P F I 制度の中に、多段階選抜・競争的対話を明確に位置付けることについて、P F I 法の法改正を含め検討し、結論を得る。</p> <p><平成 22 年度検討・結論></p>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで各種ガイドラインの策定や民間事業者選定と協定手続きに関する関係省庁申し合わせなどを行い、P F I の事業環境を改善する法制度の整備が進められてきたが、依然見直しを求める声は大きい。 ○ 本来、事業計画の概要も含めた民間事業者による提案とその内容の検討は、管理者と民間事業者との価格を含めたあらゆる側面における話し合い・交渉を通じて行われるべきところ、現在は入札時の全体説明会のみで不十分である。さらに、入札審査は予定価格を上回ると即失格になるため、民間事業者はこれを下回るよう提案することが少なくなく、現行の選定手続きではノウハウが発揮されにくいと言わざるを得ない。 ○ したがって、法制度の抜本的改革を英国の取り組みを参考にしながら、関係法制度の改正をはじめとする環境整備について、さらに積極的な改善を進めるべきである。
---------------------------	--

【その他 その他③】

規制改革事項	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入
対処方針	<p>第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとしている、現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度の導入について検討し、結論を得る。</p> <p>＜平成22年度中検討・結論＞</p> <p>また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能な在留資格が付与されない高度外国人材についても、ポイント制を活用することなどにより要件を見直し、就業可能な在留資格が付与できる制度の導入について、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ検討し、結論を得る。</p> <p>＜平成22年度検討開始・平成23年度中結論＞</p>

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>1. 外国人材を受け入れる必要があるのか。</p> <p>→ 少子・高齢化が本格的に到来する中で、我が国が経済活力や潜在成長力を高めるには、少子化対策に加え、若者・女性・高齢者といった国内人材を最大限活用することは極めて重要である。</p> <p>→ しかしながら、我が国の産業の付加価値を更に高め、経済成長や雇用創出を生み出すためには、日本人の優れた能力に加え、異なるバックグラウンドを持つ高度外国人材の発想や能力・経験を活用し、イノベーションを引き起こすことも同様に重要である。例えば、近年のイギリスの経済的復興は戦略的な高度外国人受入れ制度に一因があると言われている。</p> <p>2. 日本人の労働市場に影響はないのか。</p> <p>→ 単純に、現在あるいは将来の労働力不足の穴埋めをするのではなく、異なる発想や経験を基に我が国の産業の付加価値を高め、更なる経済成長や新たな雇用を生み出せる能力のある人材を受け入れるという発想に立つべきで</p>
---------------------------	--

	<p>ある。また、高度な外国人材と切磋琢磨することにより、日本人自身の能力の更なる向上も見込まれる。更に、その中から海外に向かって優れた日本ブランドを発信できる日本人の増加も見込まれるのではないか。</p> <p>3. 優秀ではあるものの、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能な在留資格が付与されない人材に関して、ポイント制での受入れを検討するのは時期尚早ではないか。</p> <p>→ 欧米だけでなく、アジアでもシンガポールや韓国・台湾等は以前から高度外国人材を積極的に受け入れる施策を実施している。言語的ハードルが高く、当該制度の後発国である我が国は、より成果を出すために先行国と同様の制度のコピーに止まらず、より幅広く積極的に受け入れるべきである。</p>
--	--

II. 今後の検討項目（問題提起）

（対処方針について各府省庁と合意に至らず問題提起にとどまる項目）

【グリーンイノベーションWG 住宅・土地 ①】

規制改革事項	老朽化した建物の円滑な建替え・改修を可能にするための環境の整備
当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大都市圏等に木造住宅密集地域が多く存在しており、そのうち老朽住宅の割合が高いものについては、防災性の向上、居住環境の整備等の観点から、早期に建替え・再開発を行うことが喫緊の課題となっている。 ○ わが国住宅ストック（約4,700万戸）の約1割（約545万戸）を占めるマンションについては、築後相当期間を経過し老朽化したものが増加しているにもかかわらず、関係者の合意形成、建築資金の調達等様々な障害が存在するため、建替えが進捗していない。2020年時点で築後40年超の老朽マンションは94.3万戸と想定される。 ○ 他方、マンション建替え事業の実施状況は、平成21年10月時点において、工事完了済み及び工事実施中を合わせて164件に留まっている（国土交通省調査）。 ○ 商業ビルについても、築後相当期間を経過し老朽したものが増加しているにもかかわらず、関係者の合意形成等様々な理由により、大規模改修や建替えが進捗していない。 ○ 建替えや再開発が円滑に進まず、老朽化した建物や耐震性が劣る危険な建物が都市に残ることは、大きな社会問題である。 ○ 建替えや改修が進まない場合には、①当該区分所有建物の居住者、利用者等の生命や財産を危険にさらすことになる、②快適な居住や利用の利益が損なわれるなどの問題が生ずる。

	<ul style="list-style-type: none">○ すべての建物について将来的には必ず建替えや改修が必要になるが、多数の老朽化した又は耐震性の弱い建物の存在が大きな社会問題になる前に、円滑に建替えや改修を可能にする制度を準備しておく必要がある。○ 建物のどのような改修が「共用部分の変更」又は「共用部分の管理」に該当するのかなどが明確になっていないため、円滑な改修に支障を来す場合もあるとの指摘がある。○ 建物の明渡しについて賃貸人と賃借人の間で争いが生じた際に、どのような場合に借地借家法の正当事由となるかについては、必ずしも明確な基準等がなく最終的には裁判に判断を求めなければならないものとなっているとの指摘もある。○ 公的賃貸住宅等を活用した受け皿の確保、建替えの支援など総合的な取組が必要であるとの指摘もある。○ 以上の観点から、今後大きな社会問題となる可能性のある老朽化した又は耐震性の弱い建物の建替えや改修を円滑に進めるため、建物のどのような改修が「共用部分の変更」又は「共用部分の管理」に該当するのかなど区分所有法上の解釈の明確化、借地借家法上の正当事由の明確化、公的賃貸住宅等を活用した受け皿の確保、建替えの支援など総合的な環境の整備について検討を行うべきである。
--	--

【ライフイノベーションWG①】

規制改革事項	訪問看護ステーションの開業要件の緩和
--------	--------------------

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅療養のニーズ・必要性が高まる中、療養上の世話と医療処置を組み合わせた生活支援を行う訪問看護サービスの役割が増大しているが、常勤換算で2.5人の看護職員の配置が義務付けられているため、熱意ある看護師の開業が妨げられたり、急な離職によって人員確保が困難な場合に廃業を余儀なくされる状況が生じている。 ○ 地域包括ケアシステムの構築を目指すことは重要であるが、サービスが圧倒的に不足している地域においては、事業所がないよりはあった方が地域住民にとってプラスとなり、潜在的看護師の活用にも繋がる。 ○ 訪問看護は医師の指示に基づくサービスであり、在宅支援医とケアマネジャーが連携して調整機能を行うことで、夜間や緊急時においても対応可能である。 ○ 離島等の特別な対応が必要な地域について、特例居宅介護サービス費等の仕組みにより人員基準を満たさない場合もサービス提供の実績があることから、多様な地域の実情を無視し、離島等以外は一律に認めないというのは合理性に欠ける。
---------------------------	---

【ライフイノベーションWG ②】

規制改革事項	特別養護老人ホーム等の医療体制の改善
--------	--------------------

<p>当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 超高齢社会に向けて、今後利用者の医療ニーズが高まることは必至であり、特別養護老人ホームにおいても医療体制の整備がより一層必要となる。 ○ 特別養護老人ホーム等の医務室は、保険診療が行えないために利用者ニーズの高い処方せんを発行できない。そのため、常勤医の配置を行うことが困難であり、他医療機関と掛け持ちした配置医に頼らざるを得ない状況が生じている。 常勤体制をとることによって、医療体制を強化したいと考えている施設ニーズに対応できるよう、特別養護老人ホームの医務室でも処方せんを発行できるようにし、その調剤に対しては公的医療保険の適用を検討すべきである。 ○ 配置医師でない医師が往診を行うことは可能であるが、緊急の場合、又は患者の傷病が配置医の専門外にわたる場合に限定されていることから、「自宅で生活しているときと同様」の状態とすべきである。
----------------------------------	--

【農業WG ①】

規制改革事項	農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和
--------	---------------------

当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	○ 都市と農村との交流による経済効果や子供を農山漁村に宿泊させることによる当該地域の人々との交流や教育的な効果などを踏まえ、関係府省で連携し、受入れ態勢の整備を促進する必要がある。過去に規制が緩和されているが十分ではない。
---------------------------	---

規制・制度改革に関する分科会 構成員

分科会長	大塚 耕平	内閣府副大臣（規制改革担当）
分科会長代理	田村 謙治	内閣府大臣政務官（規制改革担当）
分科会長代理	草刈 隆郎	日本郵船株式会社取締役・相談役
	相澤 光江	ビンガム・マツチエン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業） パートナー弁護士
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	大上 二三雄	エム・アイ・コンサルティンググループ株式会社 代表取締役社長
	大畑 理恵	税理士
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	櫻谷 隆夫	公認会計士
	木村 修	農事組合法人伊賀の里モクモク手づくりファーム社長 理事
	黒岩 祐治	ジャーナリスト・国際医療福祉大学大学院教授
	寺田 千代乃	アートコーポレーション株式会社代表取締役社長 社団法人関西経済連合会副会長
	八田 達夫	政策研究大学院大学学長
	速水 亨	速水林業代表
	佛田 利弘	株式会社ぶった農産代表取締役社長
	松井 道夫	松井証券株式会社代表取締役社長
	山崎 福寿	上智大学経済学部教授

グリーンイノベーションWG 構成員

- 主査 田村 謙治 内閣府大臣政務官
- 主査 山崎 福寿 上智大学経済学部教授
- 有村 俊秀 上智大学経済学部・准教授
同大学・環境と貿易研究センター長
- 安念 潤司 中央大学法科大学院教授
- 飯田 哲也 環境エネルギー政策研究所所長
- 伊藤 敏憲 UBS証券シニアアナリストマネージングディレクター
- 柏木 孝夫 東京工業大学統合研究院教授
- 澤 昭裕 21世紀政策研究所研究主幹
- 速水 亨 速水林業代表
- 松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授
- 目加田 説子 中央大学総合政策学部教授
- 早稲田祐美子 弁護士

ライフイノベーションWG 構成員

主査	田村 謙治	内閣府大臣政務官
主査	土屋 了介	財団法人癌研究会顧問
	阿曾沼 元博	国際医療福祉大学教授 順天堂大学客員教授
	大上 二三雄	エム・アイ・コンサルティンググループ株式会社代表取締役社長
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科准教授
	川淵 孝一	東京医科歯科大学大学院医療経済学分野教授
	黒岩 祐治	ジャーナリスト・国際医療福祉大学大学院教授
	角 南 篤	政策研究大学院大学准教授
	椿 慎美	公認会計士
	松井 道夫	松井証券株式会社代表取締役社長
	真野 俊樹	多摩大学統合リスクマネジメント研究所医療リスクマネジメントセンター教授
	三谷 宏幸	ノバルティスファーマ株式会社代表取締役社長

農 業 W G 構成員

主 査	田 村 謙 治	内閣府大臣政務官
主 査	吉 田 誠	三菱商事株式会社生活産業グループ次世代事業開発ユニット農業・地域対応チームシニアアドバイザー
	安 藤 至 大	日本大学大学院総合科学研究科准教授
	城 所 幸 弘	政策研究大学院大学教授
	木 村 修	農事組合法人伊賀の里モクモク手づくりファーム社長理事
	工 藤 美 香	弁護士
	小 林 健 彦	税理士
	昆 吉 則	株式会社農業技術通信社社長 「農業経営者」編集長
	八 田 達 夫	政策研究大学院大学学長
	佛 田 利 弘	株式会社ぶった農産代表取締役社長
	本 間 正 義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	山 下 一 仁	キャノングローバル戦略研究所研究主幹

分科会・WGで掲げられた中期的検討項目

1. グリーンイノベーションWG

- ・ 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（風力発電、地熱発電等の設置プロセスの改善）
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（風力発電設置に関する合理的な環境アセスの実施）
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（風力発電等再生可能エネルギーの系統の優先的利用（優先的接続、優先的給電）の原則の確立）
- ・ 自動車の燃費規制をCO2規制に変更し、2020年に欧州を越える水準を目指す方向を検討する（新燃費基準を国交省と経産省で検討中のため、そこに反映させる）
- ・ 食品リサイクル法、廃掃法に係る規制緩和
- ・ 一般廃棄物の処理料金について

2. ライフイノベーションWG

- ・ 地域医療計画、病床規制のあり方
- ・ 医薬品広告規制の緩和
- ・ 救急救命士の職域拡大
- ・ 医療関連資格（歯科医師を含む）から医師への教育課程を創設
- ・ 核医学検査分野に関するDPC分類の精緻化
- ・ 民間医療保険の役割
- ・ 科学研究費の使用目的に関して
- ・ 事業報告の基準の統一化、簡素化

3. 農業WG

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）を強化して、ヨーロッパ型のゾーニング制度を導入するとともに、農地法による規制はすべて廃止する。
- ・ 農地法の土地利用計画の厳格化と新たなゾーニング
- ・ 土地利用に関する措置の強化<耕作放棄への措置の強化>
- ・ 農地の村外（県外・国外）所有者の管理利用責任の義務化
- ・ 農地信託事業の対象者の規制緩和
- ・ 農業委員会の廃止<許可権限を国・地方自治体へ委譲>
- ・ 転用権限についての国への権限委譲
- ・ 農協からの信用・共済事業の分離
- ・ 農協の一人一票制を見直し、出資額に応じた議決権とする
- ・ 准組合員の廃止
- ・ 農協による株式会社等の子会社設立や株式会社等への出資額の制限
- ・ 農薬取締法の農薬登録の項目から効果テスト、薬害テストを義務項目から外す
- ・ 集落・町内会の行政法人化による地域運営の透明化
- ・ 米の先物市場の創設
- ・ 国家貿易企業の廃止<米・麦の農林水産省、乳製品・生糸の農畜産振興事業団による国家貿易の廃止>
- ・ あらたな農業地域金融への規制緩和
- ・ 中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加
- ・ 農業補助金需給要件のいわゆる「3戸要件」を廃止して、一定規模以上等の要件に代替する
- ・ 漁業関連法制度の抜本的な見直し
- ・ 資源管理制度の見直し
- ・ 漁業権の開放
- ・ 漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現
- ・ 養殖制度の見直し